

女性史研究

特集 「熊本評論」の女たち



第11集 '80・12

編集・家族史研究会

ないよう

——特集 『熊本評論』の女たち——

鷹野つぎさん	隅谷しげ子	1
『熊本評論』をめぐるって	原 雪江	2
木村駒子	石原 通子	8
松尾静枝・金子トクへの手紙など	犬童 美子	20
守田有秋「九州の婦人よ」をよむ〔I〕	石原 通子	23
『熊本評論』抄（女人篇）		30

鷹野つぎさん

隅谷しげ子

鷹野つぎ（旧姓岸次^{ツギ}）さんは、一九四三年に亡くなっていますので、いまでは知っている方も少ないかと思えます。ただ、昨年出身地の静岡県浜松市で、その著書一冊と短歌が四巻の『著書集』として復刻・出版されたこと、紹介の記事も幾つか発表されたことなどで、あらためて注目されはじめるかと思えます。

つぎは一八九〇年浜松に生れ、旧制浜松高女（現市立高校）に学びました。そのころから河井醉茗の『女子文壇』その他に投稿を続け、度々入選しています。地元新聞への投稿が機となつて、当時そこで記者をしていた鷹野弥三郎と知りあい、親の反対を押し切って結婚しました。

その後、五男三女の子どもを生み育てながらも、創作活動を続けていますが、夫の失職など生活難も重なって結核にたおれ、長い療養のち再び立ち得ませんでした。

一九一七年から時事新報の記者となつた弥三郎の関係で、島崎藤村に師事するようになり、雑誌にも作品が発表されはじめました。特に一九三二年藤村後援の文芸誌『処女地』（一九六七年復刻）の発刊に参加し毎号作品を発表。一〇号という短命に終わった

雑誌ですが、終刊号につきは「告別の言葉」を書いていて、次第に作家としての地歩をかためたようです。

不幸にも次々と子どもを幼くして失い、成人したのは二男（一九七〇年没）と二女（現存）の二人だけでした。子どもたちにとっていい父親でなかった面もあったようですが、妻に対しては一貫して愛情を持ち続けた、戦前では珍しい夫でした。何か高群逸枝と橋本憲三夫婦を思わせるものがありますが、逸枝とは親交があったようで注目されます。逸枝の著書『お遍路』を贈られた礼状（一九三九年末記）が残っています（『幽明記』所収）。この時、すでに四人の子どもを亡くし、自分も一時重症であった状況の中でこの本に深い感動をうけた思いが記され、逸枝の研究生活の困難さへの思いをこめて、互のはげましを語っています。

彼女の作品は、身辺的な題材が多く、自分自身の苦しい中から、深い共感とともに人々の悲しみ、怒りを、あたたかい目でつんで描き出すとともに、家族制度のもとでの女の解放への願いを生活の場から訴えています。文学的評価とは別に、女性的には、当時の生活のありようを知る資料としての側面があり、見逃せない作家であり、作品であると思えます。

『熊本評論』をめぐる

原 雪 江

明治四〇（一九〇七）年の春たけなわのある日、九州鉄道の高瀬駅を下車した一人の青年があった。とこの頃は三〇才あたりか、みごとな長髪を川風になぶらせながら、かれが高瀬川——このあたりでは菊池川下流のことをそうよんでいる——を「小舟で横一文字へと押渡り、向うの塘に上ればもう忽ち豊水村である。曲り曲った田圃道たはらみちを通じて四五丁も行けば三十戸ばかりの農家が寄り集って、そこここに鎮守の森やお寺の屋根が見える。これが即ち川島の里である」。かれの名は、新美卯一郎である。訪ねる相手、松尾卯一太の家はすぐわかった。松尾の家は、いわゆる村の「旦那サン」の一つである。新美と松尾は、もともと熊本の尋常中学済々黌きんけいにいた頃から知り合っていたが、とくに親密の度を加えたのは東京時代からである。

「四方山よもぎの談話の末に、松尾は、『まあ、小さくても一つ新聞を發行して見ようじゃないか。』よからう。君が資本金さへ出せば、新聞の編集發行の責任は僕が負はう。』

「然し君と僕は主義が違ふね、其辺はどうしたもんか。』「そらあ先づ……始めは単に自由を標榜して出して見やうじゃないか。』「ウン……それでは題号は何としたもんか。』「熊本評論としてはどうだ。』「それもよからう。』」

今、ここに紹介したのは、「豊村の宿り」および「熊本の梁山泊」と題して『九州新聞』に寄稿した飛松与次郎の手記の一部である。いわゆる「大逆事件」の冤罪によって松尾や新美は幸徳秋水らとともに断頭台上の露と消えたが、飛松は恩赦によって無期懲役に減刑され、さらに大正天皇の銀婚にともなう特赦によって大正一四（一九二五）年五月一〇日に秋田監獄を仮出獄した。一五年間の獄中生活をよぎなくされた飛松が、かつて松尾や新美から見聞きしたことを回想的に書きたため、出獄後のまもない時期に地元の新聞に発表したこれらの手記は、『熊本評論』発刊当時のいきさつを、何にもまして生き生きとわたくしちに伝えてくれるのである。

当時すでに「社会主義者」として中央にもある程度名を知られていた松尾卯一太と、地方新聞記者で「土地復権同志会」の会員であった新美卯一郎とは、どのような経歴の持ち主であったのだろうか。

まず、松尾卯一太は明治二二（一八七九）年一月二七日、熊本県玉名郡豊水村大字川島八七二番地の世襲士族の家に生まれ、家はあるの田畑をもつ中地主であった。父の又彦はお人よしというのか、冠婚葬祭など村の交際には分不相応の出費をかさねるのがつねであった。かつて五〇〇俵あったといわれる松尾家の小作米は、この頃には一〇〇俵でいどに減っていた（中川齋氏談）。これに対し

て、同郡石貫村の旧家徳永家から嫁いできた母のツホはしっかり者と、近所の女房たちのまとめ役でありよき指導者でもあった。

地元で小学校をおえた卯一太は熊本に出て、明治二六年四月熊本県尋常中学済々齋に入り、同三年三月第四年級修業証書を授与された。やがて上京して東京専門学校文科に学んだが一年あまりで退学し、そのあと新聞記者になったもの、それも永続きはしなかった。しかしこの東京時代に、かれは何らかのかたちで社会主義思想の洗礼を受けたものと思われる。郷里に帰って結婚したのは明治三七年の一月であった。妻は宇土町の士族の娘で倭久（シズエ）といい、尚綱女学校出身の評判の美人、その兄の佐々木常人はこれまた済々齋時代の友人であったし、その父は朝鮮の釜山病院長であったとのことである。時に卯一太は二五才、妻の倭久は一八才であった。倭久は「単にきりょうのよいばかりでなく、氣立も至ってよく、頭脳明晰にして氣丈夫な女、この出入の多い家庭に下女一人使はず見事に切捌いて行く手腕には隣近所の人もほとほと感心している。」「十八才迄お嬢さんで育つてようまああんなに身体がつつく、奇特な奥さんだ」と話して居る（「豊水の宿り」）ような、けなげな妻であった。この年の暮れに長男奚司郎、翌年には次男同太郎をもうけている。なお、卯一太は結婚の年に郷里の仲間とともに『九州家禽雜誌』を発行し、社会主義者としてよりも養鶏家として、九州一円はもとより大阪、名古屋、東京の同業者にもその名を知られていた。長男の命名はそれを雄弁に物語っている。

日露戦争たけなわの明治三八年四月、卯一太は「社会主義伝道行商」中の小田頼造の訪問をうけ、「同志」として玉名地方および熊本市内における案内役をつとめた。同年の秋には、県内社会主義者

の先達である志賀連とともに上京して幸徳秋水を訪ねたこともあった。翌三九年、しっかり者の母親が死んでからは父はとみに老衰きみで、松尾家の全財産は卯一太の思うようになった。卯一太よりも一四才も年長で、かれの敬慕的であり、さらに松尾家の遠縁ともいわれている宮崎民蔵（巡耕）は、それ以前からしばしば松尾家に来泊し、その理想とする土地均享論を夜どおし熱っぽく説いていた。しかし、卯一太が民蔵の主宰する土地復権同志会に入会した事実は確認されていない。

つづいて新美卯一郎のことうつろ。

新美は松尾よりわずかに一日はやく、明治一二年一月二日飽託郡大江村字大江七五四番地の白川のはとりに生まれた。父は重五郎、母はトナ、家は元來資産というほどのものもなかったが、家屋、宅地のほかに多少の田地をもち、水車業を営んでいた。卯一郎の下に男が四人、女が一人生まれた。母親には幼少のころ死別し、その後は父親の手で育てられた。明治二三年済々齋に入学したものの、目的変更の理由でよぎなく退転学、再入学をしている。二〇才のとき上京して東京専門学校政治科に入学したが、明治三三年故郷の家が洪水で流出したため一時帰郷した。その後ふたび上京して『国民新聞』あるいは『建国新聞』、ついで『日東新聞』にうつり、事務員から新聞記者への道を歩いてようやく口を糊するまでになっていたが、小遣い銭には不自由であった。ちょうどそのころ松尾も東京に出たのである。毎月親許から仕送りがきて小遣い銭ぐらにはこと欠かない松尾に、新美はしばしば世話になったらしい。貧乏記者の生活数か月で新美は脚気をわずらい、横浜、長崎の友人宅に厄介になりながら、長崎の『鎮西日報』をへて、明治三七年

帰郷し、政友会の機関紙である『熊本毎日新聞』に入社した。まもなく日露の開戦にもなつて徴集され、補充砲兵として、対馬要塞の竹敷に配備された。一年半余の軍務をおえ、一時金五〇円青色桐葉賞をもらつて復員した。新美が、『熊本毎日新聞』に復帰してその次席記者となり、金子トクと結婚したのは明治四〇年の春のことであつた。トクの父親がこの結婚に反対したから入籍はしなかつた。トクの家は熊本市下通町で下宿屋をしていたし、父親は米穀取引所に入入りしていたという(宮本謙吾「大逆事件と肥後人」)。

なおまた、新美が宮崎民蔵の土地復権同志会に入会したのは、この年のはじめのことであつた。同じ頃に民蔵は新美同様に「九州実業新聞」主筆の鶴崎熊吉に対しても入会を勧誘しているし、前年には「九州めざまし新聞」主幹高田次郎らを入会させていた。いままで民蔵は弟の寅蔵(滔天)が刊行している『革命評論』に、その一頁をあてて「革命評論附録土地復権同志会紀事」とし、それを以て同会の機関紙としてきた。しかし、この『革命評論』はしだいに経営困難におちいつていたのであろう。ついに四〇年三月二十五日第一〇号を以て終刊となつた。『革命評論』にかわる新しい機関紙のよるところを、民蔵は郷里の熊本に、とくに熊本の土地復権同志会員に求めていたにちがいない。

このような背景のもとに松尾卯一太は新美卯一郎の来訪をうけ、『熊本評論』誕生のはこびにいたるのである。

二

『熊本評論』(以下『評論』と略する)は明治四〇(一九〇七)年六月二〇日づけの第一号をもつて創刊した。毎月五日、二〇日に定期的に刊行され、翌年の九月二〇日づけの第三一号で発行禁止の

処分をうけるまで継続した。発行所は熊本市新町一丁目九五番地熊本評論社、印刷所は同市迎町六七番地中山活版印刷所で、のちに秀英舎活版印刷所に名義を変えている。発行兼編集人は新美卯一郎(江湾)、印刷人ははじめは松岡悌三(藻川)、のちに首藤猛熊、松尾卯一太、新美卯一郎、古庄友祐などつぎつぎに変わつていく。このうち、古庄は高瀬の出身で濟々賢いらしいの友人、松岡は八代の出身で早稲田時代の友人であつた。事務・発送は田村次夫が担当した。

さて『評論』の内容とその変遷については、田丸太郎氏の論稿「地方における初期の社会主義運動」(『歴史評論』一九五八年六月号)や、それをふまえた糸屋寿雄氏の「熊本評論・解説」(『熊本評論』一九六二年復刻)いらしい、若干の批判的検討はありながらも、ふつう次の三つの時期に区分される。すなわち第一期は第一号から一三号まで(明治四〇・六・二〇——二・五)、第二期は第一四号から二三号まで(明治四一・一・一——五・二〇)、第三期は第二四号から三一号まで(明治四一・六・五——九・二〇)である。このうち第一期は熊本を中心の舞台として自由民権運動を継承し、とくに宮崎民蔵の提唱した土地復権同志会の機関紙としての性格の濃い時代である。

まず創刊号の第一面をかざる発刊の辞において「若し評論に主義の冠すべきものあらば『自由』或は近からん、然り評論は誓つて自由の民たらんことを期す」と述べて自由を標榜する。このように自由を標榜するとき、熊本における自由民権の伝統を高く評価しそれを継承しようとして、一木鱗水(翁太郎)の「熊本自由民権史」を第一号から連載し、宮崎民蔵の「民権党勃興の當時を思ふ」を第四

号に掲げ、宮崎寅藏の「熊本協同隊」を第一〇号から連載する。とくに宮崎民藏は発刊いらい「評論」を強力に支持し、有力な寄稿家となり、一時は編集にもくわわっている。

ここで宮崎民藏についてふれておく必要がある。玉名郡荒尾の出身で、長兄の八郎は明治初年の自由民権運動家として有名、西南戦争には熊本協同隊を組織し、人民解放の期待をこめて西郷軍に投じ戦死した。弥藏・寅藏の二弟は、のちに孫文を助けて中国革命を助けた民間の志士として知られている。民藏自身は天賦人權論にもとづいた土地の有償再配分論である。「土地均享主義」を唱え、明治三五年東京に土地復権同志会を設立して、全国的運動を展開していた人物であった。「評論」第一期の主な寄稿家はこの土地復権同志会につらなる人々であったし、「評論」社の新美をはじめ、松岡・古庄らも会員であった。ただ松尾だけは、いせんとして同志会には入会してはいないようである。たとえば第七号に松岡・新美の連名で、「同志諸君に訴ふ・土地復権同志会主意書」を掲げているが、松尾はこれには加わっていない。とはいふものの松尾は、敬慕する民藏に紙面を提供することによぶさかではなかったたのである。

このように、たとえ社会主義理論としてはまだ未熟であり、かつ土地均享論の影響が大きかったにせよ、この時期の『評論』が、地もとに密着した取材によって、自由を抑圧されている民衆を解放するための指針をまさぐっていたことだけはたしかである。たとえば、第一号から都合九回にわたって連載された辰巳生の「小作人生活」は、農業界熊本における寄生地主のあくことを知らない収奪を鋭く分析した力作であるし、労働問題としては、第五号の「鐘紡の職工虐待」、天草魚貫浦越炭坑の災害を報じた「無惨の死」などの

一連の記事となってあらわれる。このほか都市貧民問題、軍隊の横暴に対する取り組みも見のがせないし、熊本の有力者たちの内情を暴露・批判する「当世紳士内証日誌」と「公開状」の連載は、おそらく本紙の呼びもの一つであったにちがいない。

第二期は「評論」の編集内容に大きな変化があらわれ、無政府主義的直接行動派の色彩がしだいに明瞭になりはじめた時期である。熊本で「評論」が発足した直後、中央における直接行動論と議会政策論との理論的対立は、ついに分派の対立にまで進んでしまった。前者に属する幸徳秋水・堺利彦・大杉栄・山川均・坂本清馬・荒畑寒村らは金曜会を結成して『大阪平民新聞』（のちに『日本平民新聞』）を発行し、後者に属する片山潜・田添鉄二らは社会主義同志会を結成して『社会主義新聞』を発行する。直接行動派の寄稿が『評論』に掲載されはじめたのは、明治四〇年の末頃からである。幸徳は第一一号に「九州青年と語る」を、堺は第一四号に「革命家は英雄豪傑に非ず」を、大杉は第一五号に「非軍備主義運動」をそれぞれ寄稿し、万国無政府党第四回大会の記事が第二二号から一八号までに、「金曜講演の大道害」が第一六号に掲載されている。

このように直接行動派の影響をうけながらも、「評論」はまだ熊本を足場にした独自の社会批判と組織活動を続けてはいた。なかでも第一七号の「評論社だより」にくわしく述べられているように、四一年二月二日新美・松尾ら評論社同人が一、三〇〇人の車夫たちを結集して演説会を開き、「熊本人力車夫同盟会」の組織に成功するまでのとり組みは特筆に値する。これらの車夫だけでなくこの頃には、評論社には五高・師範の学生たちの出入りも活発になった。婦人たちの出入りもあった。しかし、それにもかかわらず、

『評論』は号数を重ねることに直接行動派の影響を強くうけていく。第一九号の第一面は「無政府主義の泰斗、クロボトキン」の肖像を掲げ、黒頭巾の筆名による「無政府哲学」に埋めつくされている。第二〇号の巻頭はローラー「総同盟罷工」の翻訳にあてられるとともに、「革命党の親玉・ミカエル・バクーニン」の肖像が添えられている。第二三号は、第一面に幸徳詔のクロボトキン『麵包の略取』の一節を載せるとともに、「予は無政府共産的革命的革命主義者の一人にして、社会的総同盟罷工論者なり」という書き出しではじまる坂本清馬の「入社」の辞」を掲げている。

第三期は、明治四一年五月二〇日の『日本平民新聞』の廃刊につづいて、『評論』が直接行動派の全国的機関紙の役割を代行する時期である。

この時期の『評論』の記事は、たしかに地もとに密着した地方紙としての性格がうすれ、そのほとんどが、六月二二日の直接行動派のデモに端を発する「赤旗事件」を以て満たされている。赤旗事件の報道はまず、第二六号の竹内善朝による寄稿「廿二日の無政府党の活動」にはじまり、ついで第二九号に守田有秋が第一回公判の模様を伝えている。この間において、『評論』はしだいに直接行動論の立場を表明しはじめる。第二五号から「議会に行くの必要ある乎」を連載して議会政策を強く排斥する坂本と、いぜんとして土地復権主義の立場を捨てようとしぬ新美とが、はげしい徹宵の議論をおこなっている事実を、第二七号の「社だより」が示している。

また、新美は幸徳に直接手紙を出し、「無政府共産は革命を以て直ちに得らるべきか」、「共産は人間の権利なりや」、「革命で共産制が実現されざる場合如何」等々を質問し、これに答えて幸徳は、六

月一〇日新美あて返書をしたためる一幕があった（『大逆事件証拠物写』）。坂本は赤旗事件のために手薄となった同志を援助すべく、熊本滞在わずか二か月で東京に引きあげてしまったが、このころ評論社同人は、そしてとくに松尾は、急速に直接行動派に傾斜したようである。第二七号の巻頭には、赤旗事件で検挙された同志を救うための「寄附金募集」を載せ、第二八号の巻頭には金曜社同人の名による「同志諸君に訴ふ」その他を掲げた。新美は自分の目たしかめるため八月初旬に上京し、赤旗事件の公判を傍聴している。第二七号および二八号の関係記事は、ついに新聞紙条令違反で告発され、松尾は禁錮および罰金の刑をうけた。『評論』は発行禁止の処分となり、全面赤刷りの第三一号を以てついた終刊した。その「終刊の辞」は、創刊いらい一年四か月の『評論』の歩みをつぎのように回顧し、位置づける。

「其の創めて世に出づるや、冠するに実に『自由』を以てせり。……蓋し、自由の前に政府なし、自由の前に国家なし、自由の前に權威なし。……而して平民新聞の中絶するや、熊本評論は期せずして、之れが継承者たるの位置をなせり。そして最後の訴えとしてつぎのように結んだ。「嗚呼舌に利なく筆に利なし。嗚呼既に舌に利なく筆に利なし。今後、吾人が進むべきの道、又た知るべきのみ。左らば！愛する兄弟よ、勇敢なる同志よ。」

三

松尾はすでに郷里の豊水村を出て、熊本評論社にほど近い場所に居を移していた。この熊本市古城堀端一一九番地の松尾宅に平民評論社の看板を掲げ、明治四二（一九〇九）年三月一〇日『平民評論』第一号を創刊することになった。発行兼編集人は飛松与次郎、かれ

は明治二二年鹿本郡広見村の生まれで、当時代用教員として勤務していた来民小学校を辞職して編集に参加したのである。熊本市坪井町の出身で、飛松と同年の佐々木道元も加わってきた。しかし、弾圧ははやかった。「飛松与次郎自伝」にはつぎのように描かれている。

「平民評論社から半里程隔てた迎町といふところに秀英舎なる印刷所があつた。発行の当夜、即ち三月十日の夜もかなり更けてから、松尾は一輛の腕車を驅つて秀英舎を出で、まさに長六橋の袂にさしかからうとする頃、暗を劈いて一声の警笛が響くと共に、十余名の警官が松尾の車を包圍し、新聞は全部押収されてしまった。發行前から既に秀英舎にも警察の手が入つて居たのである。しかも、この創刊号に掲げられた幸徳の「革命思想」と松尾の「斟酌する勿れ」および「この玄関番」が新聞紙法違反で告発され、長崎控訴院において松尾に禁錮一年・罰金一五〇円、飛松には禁錮八か月・罰金一〇〇円の刑が確定し、一月一七日に兩人とも下獄したのである。明治四三年五月二五日、長野県明科の宮下太吉が検挙された。引き続き菅野須賀子・新村忠雄・古河力作等も検挙されて、かれらの明治天皇暗殺計画の陰謀が明らかになった。桂内閣はこの少数者の陰謀を悪用し、幸徳を中心とする全国的な社会主義者の天皇暗殺計画の一大陰謀事件にフレーム・アップするのである。

入獄中の松尾と飛松は東京へ押送され、新美・佐々木も起訴され東京へ送られた。取調べに当った武富検事の脅迫・威喝・押しつけによる一方的な調書の作製のもようは、飛松や坂本清馬の「自伝」あるいは今村弁護士「公判摘要」に詳述されているところである。結局、松尾は上京の際に幸徳から革命の話聞いただけで、

「宮城に逼り大逆罪を犯さんとする」ために「決死の士」を募るとを幸徳に約束したことにされ、さらに新美・飛松・佐々木は松尾から東京の土産話をきいて痛快がっただけで、「決死の士」に応募したことにされ、その結果「大逆罪」として明治四三(一九一〇)年二月大審院の公判に附され、翌年一月一八日いずれも死刑の判決をうける。飛松・佐々木は翌日「恩赦」の名において無期懲役に減刑されたが、松尾・新美は幸徳・菅野らとともに一月二四日死刑を執行された。

思えば、一年四か月にわたって発行された『熊本評論』およびその後継紙としての『平民評論』は、自由民権運動の伝統をうけつぎ「自由」を標榜して出発したのではあったが、その後しだいに「無政府主義」に傾斜し、ついには政府の弾圧策に乗せられてしまったのである。ただ、すでにみたように、松尾以上に新美の方は、無政府主義に疑念を懐いていたふしもある。しかし、かれらとともに、農業問題にせよ、労働問題にせよ、あるいは婦人問題その他にせよ、官商民蔵が提起した問題を社会主義的に継承・発展させることはできなかった。同じ熊本県の出身で、「議會政策派」の代表的理論家であった田添鉄二を受け容れることもなかった。「社会革命」「経済革命」に情熱をかたむけながらも、わずかに三二才の若さでその生命を絶たれたかれらに、それを期待するのはたしかに酷であるのかも知れない。

木村駒子

石原通子

(1)

明治末年の熊本における社会主義運動にあらわれるただ一人の熊本の女、それが木村駒子である。

駒子(戸籍では駒)は一八八七(明治二〇)年七月二十九日に熊本市駕町三番地⁽¹⁾で、消火器具商をいとなんでいた黒瀬興作の長女として生まれる。母の名はわからない。その後、熊本市新町一丁目一〇番地に住所が変わっている。

四才のころから祖母のこのみで、師匠について踊りをならう。彼女が「四才の頃から十四才まで毎日殆ど技巧一点張りに叩き込まれた十年間の苦行⁽³⁾」と懐古しているように、このころに舞踊の基礎をつくったからこそ、経済的に独立することができたし、また意地っぱりな心もつちかわれたにちがいない。そして天神祭の奉納舞踊にだされたりした。一〇才ごろからの二人目の踊りの師匠が女優者であったために、未成年の娘たちだけによるチンコ芝居の一座がつくられて、年に一度は熊本市の東雲座を借りきって「鎌倉三代記」や「義経千本桜」などの公演がおこなわれ、彼女は娘役でいつも出演した。祖母や親たちのうれしさもおしはかれるが、彼女の舞台度胸と自己顕示欲のつよさは、このようにしてできていったのではないかとおもわれる。

「明治三十年三月郷里ニテ尋常小学校卒業⁽⁴⁾」して、高等小学校へかよいながら花嫁学校へも週二回やらされた。彼女は英語をならいたかったので教会へいったという。そこで同年配の少年としりあい、「彼の病気見舞いに病院へ行ったら、面会を謝絶され⁽⁵⁾」て泣いてかえった。純真な気持ちをきずつけられて、女にたいする封建的道徳へのいきどおりをかんじたにちがいない。

彼女はこの初恋の彼の影響で、このころにキリスト教信者になったのかもしれない。このために、のちに「宗教 基督教、信念益稍厚シ⁽⁷⁾」と観察されたらしい。

「同(明治)三十四年四月熊本市合羽町私立井手学校ニ入り三十二年三月中途退学、同三十六年四月大井女学校ニ入り三十八年三月卒業⁽⁸⁾」。大井女学校とされているのは、熊本女学校のことにはまちがいないが、この女学校が熊本県飽託郡大江村にあったことから、その当時も大江女学校とよばれていたようである(大正九年に大江高等女学校と改称される)。

彼女じしんは「麗澤社といふ熊本市にある高等師範準備の塾に入り、次に熊本大江女学校を卒業⁽⁹⁾」たとしている。

彼女は一九〇三(明治三六)年四月に熊本女学校三年に編入するのであるが、その動機について「こんな芝居なんかやっていて

は、この人のお嫁になれない。そう思いつめた。体に値打ちをつけなければ駄目だと思つた⁽¹⁰⁾。そして「文学で身を立てやうと決心した⁽¹¹⁾」のである。彼女は教会でしりあつた初恋の少年にふさわしい女になりたい、そのために花嫁修業にはげむというのではなくて、文学によって経済的に自立しようとおもつた。すきな踊りも旧劇もやめてしまい、家には縁談をすすめられたりしておちついて勉強できないので、寄宿舎にはいつて努力してしたのであるが、このころに、初恋の少年は亡くなつてしまふ。寄宿舎で「人前をはばからず、ある限りの声を出して泣いた。評判になつた⁽¹²⁾」ということである。竹崎順子校長は寄宿生と寝食をとにし、「娘を順子先生にあずけておくと安心だ⁽¹³⁾」と生徒の父母からも信頼され、その女子教育は高く評価されていたが、この型やぶりの駒子のはげしさをどうなだめたのであろうか。

彼女は熊本女学校在学していたとき退学になるようなことをおこしたというが、厚因は恋愛問題⁽¹⁴⁾ともいわれるので、この初恋の少年と同一人物な⁽¹⁶⁾かもしれない。また思想的な問題ともいわれているが、木村万作が学校にあやまりに行つたとき、竹崎順子校長に、「退学でもなんでもさせてください。そのようなことで、へこたれるような女ではありません」といったということ、ここにも彼女の強い性格をうかがうことができるが、無事に卒業することができた。

一九〇五（明治三八）年三月二五日の熊本女学校の卒業式の模様
が、三月二八日の九州日日新聞につきのようにかかれてゐる。

「大江村熊本女学校にては二十五日午後二時同校講堂に於て第十四回卒業式を執行せり唱歌、勸語奉誦、卒業證書授與、誨告の辞、

唱歌、卒業文章、來賓演説、答辭、唱歌、送別の辞、奏樂等ありて閉式せり卒業生の姓名は左の如し」

このあとに、普通科卒業生二六名、技芸専修科卒業生一八名の名前がしるされている。駒子は「黒瀬こま」と普通科卒業生のなかにみられる。

「唱歌」とあつて「君が代」とも「国歌斉唱」とも書かれていないが、一九〇四（明治三七）年の第一回卒業式では「唱歌（君が代⁽¹⁷⁾）」とされている。また「勸語奉誦」が卒業式にされていることがわかる。一八九〇（明治二三）年に教育勸語が發布されたあと全国の学校へ頒布され、毎日のように暗唱がくりかえされて、小学校一年の生徒でもそらんじることができるようになり、天皇制教育がおこなわれていくのであるが、一八九二（明治二五年）年一月には奥村事件がおこり、キリスト教教育排斥の波によって熊本英学校もつぶされる。一八九七（明治三〇）年一月二日に独立再認可をうけて、熊本英学校の付属女学校から熊本女学校となつたが、ここでは教育勸語奉誦の式がおこなわれていたことが、竹崎順子の「日記」にみられる。

また、一八九九（明治三二）年二月八日には良妻賢母を確立するための高等女学校令が公布され、さらに八月三日には文部省訓令一二号で「課程外タリトモ宗教上ノ教育ヲ施シヌハ宗教上ノ儀式ヲ行フコトヲ許サザルベシ」という宗教教育の禁止令もでて、私立学校の信教の自由はゆるされなくなり、教育統制によって学校の特色がうしなわれていくのである。竹崎順子もおもてだったキリスト教教育をしなかつたといわれる。寄宿舎での就寝前のおつまりには、昭憲皇太后の「金剛石も磨かずば」をうたっていたが、朝夕の祈りを

一人しずかにする順子の姿や、聖書をよみ讚美歌を愛唱する日常をみて、生徒たちはそだっている。そして一九〇四（明治三七）年三月二十七日の順子の八〇歳祝賀会と記念館新築落成式は祈禱、聖書朗読にはじまり祈禱におわっているし、一九〇五（明治三八）年三月九日の順子の学校葬も開会の讚美歌、高橋鷹蔵牧師の祈禱、聖書朗読など、キリスト教でおこなわれている。⁽²⁰⁾

このように文部省にしたがいながらも、学校独自の行事はキリスト教にしたがっておこなわれていたのである。

そして、順子の教育方針は一九〇四（明治三七）年三月二十六日の順子校長のさいごの卒業式、いわば遺言を意味する告辞に凝集されているとおもわれるが、それは犠牲の精神でつらぬかれている。

「彼の日露戦争第三攻撃の時に、僅か二時間計りの間に、二千人死を決した人があつた事をききまして、実に主上の御高德のあつき、又兵士の義侠のあつき事に誠に感涙にむせびました。その犠牲の精神を以て親に対しては孝となり、夫に対しては貞となり、君に対しては忠となり、一家をうるはうし一國を益するものであります。之が既に我校の精神であります」⁽²¹⁾とのべている。

熊本女学校の教育指針である順子の犠牲の精神は、幼少時の家庭教育、夫の竹崎茶室から影響をうけた儒教、晩年に信仰したキリスト教をまぜあわせた良妻賢母の心であつたといえよう。

日露戦争がこの年の二月一〇日におこっているが、日清戦争に孫の一人も献げなかつたことを残念に思っていたので、孫の末雄の陸軍士官学校入学を大変よろこんだ。⁽²²⁾その孫への手紙にも「御たがひに人をばとがめず、身をかへり見て神こしたがり、つとめ被成候事こそ、おや二考、又きみにも神二も忠ならん事を願う斗り二御座

⁽²³⁾候」とあるように、「きみ」と神とは矛盾しなかつたし、軍国主義教育も当然なものとしている。「忠孝は順子の二大信條」⁽²⁴⁾であつたのである。

順子校長は、法律的にも政治的にも経済的にも、女たちがのものにされている現実を知らながらも、この不平等な社会をよりよくするために努力してほしいとは告辞しなかつたのであつて、あらゆるものへの犠牲をときかさせた言葉を、駒子はどのようにうけとつたであろうか。どのような気持ちで卒業生たちとともに涙をながしたであろうか。卒業生たちの涙は犠牲をちかう崇高な涙であつたであろうか。それともすべてに忍従しなければならない女に生まれたなげきとあきらめの涙であつたであろうか。

順子是一九〇四（明治三七）年七月九日の閉校式からあとと生きても再び学校へはかえれなかつたから、駒子が順子と寄宿舎で寝食をともにしたのは、一年と三か月くらいであるが、同年一月一八日の順子の病床での生徒一同の別れや翌一九〇五（明治三八）年三月八日の学校での通夜、九日の葬儀、そして独鈷山上の墓地までの長い葬列のなかにも駒子はいたであらう。順子が永眠して三週間目の卒業式では、三月七日づけの竹崎順子校長名義の卒業証書をうけた一人であり、何らかの大きな影響をうけたにちがいない。

駒子は東京女高師を受験するが不合格であつたために、恥をかかせたといつて父にながられている。⁽²⁵⁾世間体ばかり気にする親と、保守的な熊本とがいやになつてきたのではないかとおもわれる。

そこで福岡の英和女学校に入学するが、満足しなかつたのであらうか、翌年の「三十九年九月青山女学校二転校英語ヲ専攻シ同年十二月退学ス」と「人物研究史料(1)」では記載されているが、九州日

日新聞での駒子の談話では「卅八年十二月に上京して青山学院には入り⁽²⁷⁾」とされている、転校の日づけがちがっているし、学校名もちがう。著作『舞踊芸術教程』では「東京の青山女学院英文専門科に学びました⁽²⁸⁾」とされているので、青山学院ではなく、青山女学院であったとみられる。

「母は自分で雑貨店を出し、父に隠れて送金してくれた⁽²⁹⁾」。また駒子は牛乳配達をして学校へ行ったということである。父は彼女が東京女高師に不合格であったことをおこっけていて、学資を与えなかったらしく、東京での生活は経済的に苦しかったのではないかと思われる。青山女学院を一九〇六（明治三九）年二月に退学⁽³¹⁾している。

彼女の言葉にしたがえば、青山女学院在学期間は、一九〇五（明治三八）年二月から一九〇六（明治三九）年二月までの一年間のようなのであるが、このとき「早稲田派と毎日派との文士劇が起つたので妻はフト毎日派に加つて見たいとの希望を起し島田三郎さんからも賛成を得ましたが学校の保証人から故障を入れられて止して⁽³²⁾」つたということになっている。このことについて、「島田三郎氏の文士劇 坪内逍遙博士の文芸協会等、日本最近のインテリ演劇運動には凡そ多少の交渉を付けてゐましたが実現するまでには運びませんでした⁽³³⁾」ともかいている。

早稲田派とは早稲田の文芸協会のこと、一九〇六（明治三九）年二月一七日に坪内逍遙・島村抱月によって、芝紅葉館で文芸協会発会式があげられ、十一月一〇日には歌舞伎座で文芸協会演芸部第一回大会で「ヴェニス⁽³⁴⁾の商人」・「常闇」・「桐一葉」が上演されている。駒子に加わろうとした島田三郎の毎日派というのは、一九〇

五（明治三八）年五月に毎日新聞の劇評家を中心とした「若葉会」として歌舞伎座で旗掲げされたが、一九〇六（明治三九）年五月の第二回公演でおわってしまう。そして、そのあとをうけて毎日新聞の劇評家である杉原阿弥が社長の島田三郎を説いて、同年一月に東京毎日新聞演劇会として組織され、その第一回公演が明治座でおこなわれた。これが毎日派とよばれるようになったのであるが、駒子はこの第一回公演のころまで、東京にいたのである⁽³⁵⁾。

彼女が文学で自立するといっても、小説がかかるわけでもないの、女学校教師になりたかったのであろう。しかし東京女高師には合格できなかったし、青山女学院へいきながらも将来の方向がつかめない状態で、好きだった劇に心ひかれたのであろう。だが保証人から反対されてその望みもはたせず、何かをやるうとするといつも反対されてできないくやしさが、アメリカの自由な地へのおこがれをかきたてたのであろう。なにしろ英語を勉強したかったのである。「アメリカ、オハイオ州のミルス・カレッジへ留学しようと考えて学院時代すでに旅券を取っていた⁽³⁶⁾」。

渡米の保証人となってもらうために、木村万作の家をたずねたとき、万作の姉の息子である木村秀雄に会うのである。「あこがれていたパブロアやニジンスキーを語り合ううちに燃然な恋に落ちた。彼女はアメリカ行きを中止した。気がついたら妊娠三か月だった⁽³⁷⁾」。「人物研究史料(1)」によると、「明治四十年一月万作ノ甥木村秀雄ト私通シテ一子ヲ挙げケタルモ死亡シ次テ四十二年二月一日又一子ヲ挙げク」とされている。

木村秀雄については、「松岡荒村」によると、「木村秀雄（夢弓）同志社中学中退、渡米してパークレーの大学で宗教哲学を学び帰朝

後祈禱療術「観自在宗」を創始した。昭和十一年死去⁽³⁹⁾とされている。

木村秀雄は松岡荒村と同郷でもあることから、同志社時代に親友となったが、『荒村遺稿』（明治三八年七月、国土社）には、「友のもとへ」（明治三五年九月一日以後にかかれた手紙）と、「木村夢弓に与へて現代の所謂田満を呪詛す」（明治三五年一〇月）という荒村から木村秀雄への手紙が掲載されている。

木村秀雄は「熊本⁽⁴⁰⁾の岩谷てんぐの取次店の煙草やの嫡子だった。叔父さんが後見していて、どうしても官立大学へ入れといわれるので数学を一生懸命勉強中といつて笑わせた。それにはとても不向きな、算数頭ではなく、パイロンが好きで木村鷹太郎崇拜、森鷗外先生の『即興詩人』や樺牛の『滝口入道』を暗誦して」口ずさむような文学青年であった。

一九〇三（明治三六）年五月に荒村が早稲田大学にはいり、その妻の文字が兎兎の経営する早稲田正門つきあたりの大きな下宿をまかされていた。この下宿屋でしばらくくらしていたことがある秀雄は、じぶんの部屋の掃除はじぶんでして、そのつど手足を石けんで洗うというきれいすぎたことや、松岡夫妻の夫妻げんかの仲裁をしたり、荒村の転地療養をすすめたりしたことが、荒村の妻の文字（のちの西川文字）の二つの私小説にえがかれている。『二十歳の春』では大井という名で、また『愛の恵み』では本木という名で秀雄があらわれている。これは一九〇三（明治三六）年の暮ごろで、秀雄が帝大受験をあきらめて渡米することを決心したあとのころである。

荒村が一九〇四（明治三七）年七月二三日に熊本県八代郡高田村

豊原の実家で亡くなるまえの月の六月ころ、アメリカ渡航のためのわかれをかねて、秀雄は荒村を見舞ったが、そのときのことを一九〇五（明治三八）年七月に刊行された『荒村遺稿』の跋文のなかに、つぎのようにかいている。

「影のごとき彼と相見し時、嗚呼吾が心は奈何なりしとするぞ、更⁽⁴¹⁾にその悦楽の表情をだになし難う衰へし眼臉に一滴の涙を湛へ、よく訪ひ来つると乾びたる声に迎へし時、嗚呼吾が情は奈何にいかにばかりなりしとするぞ、……『われは眺め入りぬ、眺め入りつつ運命のはげしさに泣きぬ』」。

秀雄は同志社在学中の元氣だった荒村をおもいまた東京で心配しながらまっている文字をあわれみ、かなしみにくれたのである。

一九〇二（明治三五）年九月の荒村の秀雄への手紙は、この死を予想していて、まだやりたいことが山のようにあるのに、病状は悪くなるばかりで、そのかなしき、腹立たしき、さびしさを四才年少の秀雄にうたえている。

荒村の死後、「木村秀雄さんは熊本からわざわざ来てくれた。何もかもが涙の種であつた⁽⁴²⁾」と文字は述懐している。

秀雄はこの年のうちに渡米したらしい。『荒村遺稿』によせた跋文の末尾に「一九〇五年二月十五日 北米合衆国オオクランド自由図書館楼上に於て」⁽⁴³⁾とあるされている。「木村さんはアメリカに行つて大のアメリカ嫌いになりすぐ帰つて来た⁽⁴⁴⁾」そしてまた「渡米後、かの地に滔々と瀾漫する拜金趨勢の醜陋ぶりに目を塞ぎかね、たしか一年半ほど帰朝されたと思ひます⁽⁴⁵⁾」、と文字は『荒村遺稿』について「あれこれ」のなかでかいているので、秀雄は一九〇六（明治三九）年ごろにはアメリカからかえっていたようである。

さらに文字によると、「帰朝後の同氏は、『観自在宗』と名づけたいわば一種の新興宗教運動屋さんに早変わりし、過去・現在・未来の透見も吾が法旨によって究める時にはすべて如意自在だなどと、とても大きなことを一しきり盛んに説き廻っており⁽⁴⁴⁾ました。が、同調者も追隨者もどうもさっぱり集まって来なかったようでした」とのべられている。

荒村は、一九〇〇(明治三三)年に同志社中学を卒業後は洛陽教会で献身的にはたらきながら、足尾銅山鉱毒事件によって政治や経済のありかたに目をむけはじめ、一九〇三(明治三六)年には早稲田に学び、社会主義協会員となつて、機関誌「社会主義」に発表し、また西川光二郎たちと社会主義協会演説会をひらき、さらに早稲田社会学会を結成して、片山潜、堺利彦たちと交際をもつようになつていくのである。

このような荒村と親友であつた木村秀雄は、アメリカへ行き催眠術をもちいる新興宗教家となつてかえつてきたのには、おどろくのであるが、荒村の秀雄への手紙「木村夢弓に興へて現代の所謂圓滿を呪咀す」(明治三五年一〇月ごろ)のなかで、荒村は理想を「われらが喘ぎ求むる円満無障の大理想は、この儘未来の際限に光り輝やく大光明の夫れにあらざや」とのべている。はつきりしないが、完全な人間、完全な社会、いわばキリスト教の神または神の国を理想と考えていたのであろうか。秀雄はこのような理想主義の考えをいだきながら、催眠術によつて病気を治療し、人の心を直すことが荒村の理想を実現する道と考へたのかもしれない。

アメリカがえりの西洋文化のふんいきをもちながら、衣冠をつけた姿はみとれるような美男であつた秀雄⁽⁴⁵⁾に駒子は夢中になつてしま

い、アメリカへ行って英文学を勉強したいという長年の希望もさらりとすてて、秀雄の催眠術にすっかりかかつてしまったようである。「恋すれば子供が出来るの当たり前でしょう。あたしは非難する人をかえて軽蔑していましたね」。秀雄は父を亡くして、叔父の万作が戸主であつたが、「駄菓子屋の娘なんかと縁組できるか。」と反対された。駒子もまた結婚しないで妊娠したために「親の顔にどろをぬつた。」と父からなぐつたり、けつたりされたのである。結婚をゆるされ、婚姻届をだしたのは二年あとの一九〇九(明治四二)年二月二日である。駒子は二三才、長男の生死は満一才になつていた。

注

(1) 社会文庫編『社会主義者無政府主義者人物研究史料(1)』(以下「人物研究史料(1)」と略称する)、柏書房、一九六四(昭和三九年)、二四一頁。

(2) 松本克平『日本新劇史』、筑摩書房、一九六六(昭和四一)年、三八六頁。大谷晃一『おんなの近代史』、講談社、一九七二(昭和四七)年、七八頁。

(3) 木村駒子『舞踊芸術教程』、建設社、一九三七(昭和一二)年、三七四頁。

(4) 『人物研究史料(1)』、二四一頁。

(5) 『おんなの近代史』、七八頁。

(6) 同上、七八一七九頁。

(7) 『人物研究史料(1)』、二四一頁。

(8) 同上。

(9) 『舞踊芸術教程』、三二七頁。

- (10) 『おんなの近代史』、七九頁。
- (11) 『舞踊芸術教程』、三二七頁。
- (12) 『おんなの近代史』、七九頁。
- (13) 徳富健次郎『竹崎順子』、福永書店、一九三三(大正二二)年刊に
くわしい。
- (14) 駒子と同年の卒業であった清崎マヨ氏は、今から考えると何でも
ないことであつたが、当時は大江女学校にもすみにおけぬ女学生が
いるとうわさされたとのことである。
- (15) 駒子の夫である木村秀雄の従姉妹にあたる木村ちさ氏の談話によ
る。
- (16) 木村ちさ氏の父、すなわち木村秀雄の母の弟で、天狗タバコの販
売をしていた。
- (17) 『竹崎順子』、六二二頁。
- (18) 熊本女学校第一〇回卒業(明治三四年三月)の故金森カツ氏は、
教育勸語は小学校のころから教えられ、いまでも全部記憶してい
る。天皇を神のように思っていた。熊本女学校では暗唱はしなかつ
たようにおもつ、と生前に話をうかがつた。
- (19) 『竹崎順子』、六〇四頁。
- (20) 同上、六二九、八四七―八五二頁。
- (21) 同上、六二六―六二七頁。
- (22) 同上、六一七頁。
- (23) 同上、五九一頁。
- (24) 同上、五三三頁。
- (25) 『おんなの近代史』、七九頁。
- (26) 『人物研究史料(1)』、二四二頁。
- (27) 「妾は萬難を排して行ます——女優生徒黒瀬駒子の気焰」『九州日
日新聞』一九〇八(明治四二)年九月九日。
- (28) 『舞踊芸術教程』、三二七頁。
- (29) 『おんなの近代史』、七九頁。
- (30) 木村ちさ氏の談話による。
- (31) 『人物研究史料(1)』、二四一頁。
- (32) 『九州日日新聞』、一九〇八(明治四二)年九月九日。
- (33) 『舞踊芸術教程』、三二七頁。
- (34) 松本克平『日本社会主義演劇史』、筑摩書房、一九七五(昭和五〇)
年、一〇頁。
- (35) 毎日派について懇切なご教示を松本克平氏からいただいた。
- (36) 『日本新劇史』、三八七頁。
- (37) 『おんなの近代史』、八〇頁。
- (38) 『人物研究史料(1)』、二四二頁。
- (39) 天野茂『松岡荒村』、ペリカン書房、一九六二(昭和三七)年、二
七頁。木村生死氏の談話によると、インドの心理学者から催眠術を
習つたということである。『日本新劇史』三八七頁には「アメリカの
パークレー大学の神学部で学び、インドに渡つたタンツラに源を発
する心霊術に傾倒していた神秘家であり詩人であつた」とされてい
る。
- (40) 『松岡荒村』、二四頁。
- (41) 同上、三八頁。
- (42) 同上、二四頁。
- (43) 同上、二八頁。
- (44) 同上。
- (45) 木村ちさ氏の談話による。
- (46) 『おんなの近代史』、八〇頁。

(2)

このような育ちをもっている駒子が熊本評論社をはじめて訪れたのは、一九〇七（明治四〇）年一月一日であることが、「熊本評論」第九号（同年一月二〇日）に示るされている。

「昨日、青山女学院出の黒瀬こまと云ふ年若き女性来訪せらる、談合十分、大に我党の爲めに力を添ふべしと約し辞し去らる、江潜の口調ではないが僕は女性を見送つて独り胸中の微笑を禁じ得なかつた、嗚呼婦人の覚醒！ 彼等は遂に我「自由」の旗手たるべき先鋒たるべき最も痛切なる運命を有して居るでないか（一七日朝の三時）」

熊本評論社は、熊本市新町一丁目にあつたので、彼女の家から一〇メートルとはなれていなかったということであるから、熊本評論社ができて、そこに入入りする社員もみかけたであろうし、新美卯一郎が官吏侮辱罪に問われた裁判記事を九州日日新聞で見たであろう。また木村秀雄から松岡荒村についての話もきいて、熊本評論社にその荒村の従兄弟にあたる松岡悌三がいることもしつたであろう。

親が結婚をゆるさないのに、すでに妊娠五・六か月になつていた駒子は、四面楚歌の状態にあつたのではないかとおもわれるから、「熊本評論」の社会批判や自由主義の立場に共鳴したものとおもわれる。

駒子が熊本評論社をはじめたはずねたという記事が載つたその次の号に「革命劇を創唱す」という題で早速かいている。それで「我党の爲めに力を添ふべきと約し辞し去らる」とあつたのは「熊本評

論」への原稿依頼をこころよく承諾したということではなかつたかとおもわれる。

彼女の文章は文語調の美文である。内容は革命劇をつくらうというのであるが、駒子の革命とは「未だ物心の両界を盡し政治と文学の両面を統べて其の主権を覆へし帝国主義も民主主義も唯物論も唯心論も瀾天の大波に一洗し人間本来の面目を赤裸々に露呈し來つて人文の極致を現形せしむる一大革命は一度も起つたことがない」ということである。なにかもひっくりかえしてしまつたあとにくる社会はどんな社会であるのかは、わからないのであるが、「妾はその革命が早晩ここに惹起さるるを断言す、運命が齎らすことを抗んだら妾は自らその導火線となつて見せる」と、はげしい言葉をはいている。

「人々個々生死岸頭に微笑して久遠の向上路を勇猛に精進する底の真骨頂を養はむが爲に生きて居る其の便利から出来た社会である、社会の性能は個人をして自由に向せしむるにある其の爲の政治宗教哲学芸術である」と、生きる目的と社会のありかたについてのべている。人びとは「人間至深の要求とは没交渉」に生きていくから、そのなかから救うために、「至美至高の大道の天に横はるる地に観せるのが劇である、劇は宇宙の聖龕に潜む神秘の姿を面のあたりに描く唯一の形式である」とする。そして神秘こそすべてのようなことをかいて、「妾の理想劇は一切人文の精華を萃めた万有の救主でなければならぬ」とする。幻想的な劇かとおもいたくなるのである。

だが、おちつくところは、現在の芝居や舞台裝飾や音楽はつまらないから、俳優じしんが高潔で劇の心をかりかいて、最高の舞台装

置と音楽によって「人文の極致」を表現しなければならぬということのようである。

ようするに駒子の革命劇というのは理想劇のことで、「人文の極致」を表現する「心物一切の超越の大革命の急先鋒として茲に革命劇を起したい」という。そして「一千数百年の古、土着の民として勇猛比なき熊襲氏の都吾が熊本は革命劇を起すの地として実に適當」である。駒子が一座の女優として責任を負うので「大方同好の賛助を仰ぐ」とむすんでいる。

『日本社会主義演劇史』によると、めずらしい一文で煽動的な美文にはじまって、みずから革命の導火線になると大見栄をきっているが、「劇は宇宙の聖龕に潜む神秘の姿を面のあたりに描く唯一の形式である」というあたりからポロがでてくるとし、「二十二歳の早熟な女性の夢として見ればまことに頗笑ましい。クロポトキンの受け売りのようである」、また「彼女の美文は婦人参政権運動と社会主義と新興宗教観自在宗の誇大妄想的カクテルであったのである」⁽⁴⁾と分析している。

駒子の文章はまことに理解しにくい文章であるが、社会批判にあふれていることはたしかである。しかし、このころまでは婦人参政権運動には参加していないようであるし、社会主義的な考えかたを、どのくらいもっていたかはわからない。ただいえることは、恋愛の相手である木村秀雄の考えに完全にしがたっているようであるということである。「崇高な芸術は宗教と融合したものであるという点で二人は意気投合」⁽⁵⁾したらしいのであるから、駒子の文章は神秘なものへのあこがれにみちているし、「人文の極致」という表現が何度かでてくる。これはすでに『荒村遺稿』（明治三八年）の跋

文のなかで木村秀雄が、荒村の社会主義について、「詩的社会主義と称するを当れりとせん、彼れが懂るる所はキリストの愛の国のプラトンの理想の邦、更に芸術の花のことはに芬る人文の極致に外ならざるなり」とかいているなかにあらわれているし、その内容も表現も駒子の文章とにている。駒子は秀雄に傾倒してしまっているとみてよいが、さらに秀雄が文章を手いれしたのかもしいないともおもわれる。

ふしぎにおもつのは、駒子は一〇才ころから英語を習いたいためとはいえ教会へかよい、彼女がまなんだ熊本女学校も青山女学院もキリスト教による学校であり、内務省警保局の要視察人としての記録には「基督教、信念稍厚シ」とされているくらいであるのに、観自在宗という宗教を創設した「アンチ・クリスチャンで帝王主義者の秀雄」となせ意気投合したのか。もし駒子が社会主義者または社会主義的な考えをもっていたならば、帝王主義者の秀雄とどのように考えかたが一致できたのかということである。すこしうたがいたくなってくるのである。

「本人は在郷中熊本評論社二出入シ新美卯一郎と謀り主義ニ因メル非劇ヲ仕組ミ其ノ擴張ヲ計ラントシタルモ成ラスシテ中止シタルコトアリ又同社発行ノ雑誌ニ演劇改良ノ意見ヲ投稿セシコトアリ」⁽⁸⁾と内務省警保局は調査報告しているが「熊本評論」の「社だより」では、一九〇七（明治四〇）年一月「一七日 晴天 黒瀬こま子 女史来る、革命劇に就て気焔当る可からざるあり、本年中には是非とも第一回奏業を挙げたき由にて、其の主題は実に女史のヒロインたる一篇の非劇を演せんとし、曰はく、妾がヒロオはハムレットよりも悲壮なり、妾がヒロオに對する恵はジュリエットよりも

非痛なりと、一坐為めに顔色を失ふ⁽⁹⁾とあって、新美卯一郎とはかつて社会主義をひろめるための社会主義劇の舞台稽古をしたとか、公演したとかいう記事はなく、熊本評論社の男たちは、駒子の話におどろき、おもしろがって聞いていただけのようである。

一九〇七（明治四〇）年二月三日、「此の夕黒瀬女史来り翠村君来る、随分に面白い話があつた七時頃帰らる⁽¹⁰⁾」。

一九〇八（明治四一）年一月二日、「夕方久し振りに黒瀬女史来る⁽¹¹⁾」。

同年三月一日、「黒瀬こま子女史久しぶりに来社、なか／＼の気焔なり⁽¹²⁾」。

同年三月一日、「黒瀬女史来社さる、談大に興味ありき。……同十五日黒瀬女史来社。今度の封帯は女史が加勢すること⁽¹³⁾」。

このように、一九〇七（明治四〇）年一月一六日から一九〇八（明治四一）年三月一五日まで七回の来社が記録されているが、彼女の話面白くきげやかに聞いていたさまがうかがえるだけである。

たとえば「週聞『平民新聞』の中に八社会劇会Vというグループが結成され、『火の柱』『良人の白白』『レ・ミゼラブル』などが脚色上演され⁽¹⁴⁾」たりしているが、明治四一年の金曜会新年会では、「革命婦人（トレポフ將軍狙撃の場）」のトレポフ將軍に堺利彦、ヴェーラ・ザスリッチに山川均が扮し、「メイデイの示威運動」（「ゴルキイ」「マザー」の一節）のサシエンカ嬢に堺為子、パベルに守田有秋が扮した活人画や、喜劇「呼、金の世や」などの余興で、日ごろの溜飲をさげて打ち興じているが、熊本評論社では一九〇八（明治四一）年の正月には、そのような演芸会はおこなわれて

いないのである。駒子は革命劇と称する駒子特有の理想劇をやりたかったのであるが、座員は集まらなかつたらしい。

駒子をはじめ熊本評論社をおとずれ、革命劇について「熊本評論」にかいたころ、伊藤痴遊、宮崎滔天、一心亭辰雄の三人編成による一行の九州巡業がはじまり、熊本市では東雲座で一九〇七（明治四〇）年一月二四日から一月三日まで、浪花節をかたてることが九州日日新聞で紹介されている。滔天は「熊本協同隊」（台本は「熊本評論」に連載）や「堺鉄男」（樺太探険家の伝記）などをうなったのであるが、熊本評論社の人びとも聞かしているし、一月三日には熊本評論社で歓迎の宴をひらいている。松尾卯一太の「伊藤痴遊氏一行を送る」という文もみられる⁽¹⁶⁾。この地方遊説は労働奨励会の演芸会がおこなったもので、娯楽としてだけでなく、主義主張をつたえるためであったから、宮崎民蔵のはあいは土地復権誘説の一つの方法であったのである。だが熊本評論社の新美卯一郎や松尾卯一太たちは劇をやりたくてしかたない駒子を中心に、社会主義劇の一つでもやるような粋なことはしなかった。

一九〇八（明治四一）年の「熊本評論」新年号に「革命の新年」と題して駒子がかいている。

「想へや心ある婦女子よ、立すや意気ある青年よ、自由の旗を翻へすべき時は来れり」とあるように、抽象的な表現ではあるがブルジョア民主主義の思想段階にあるようであり、とくに彼女じしんのおもふようにならない現状を打開したいという気持ちのあらわれのようにかんじられる。

駒子は一九〇八（明治四一）年二月一日に長男を生む。すべての反対をおしきって未婚の母となつたのである。子どもの名を「生死」

とつけた。家族制度に反抗し明治民法を無視し、恋愛の自由、結婚の自由を實踐した彼女の意地にかけても立派に育てあげてみせるとの決意が、子どもの命名にあらわれているようである。

駒子が「熊本評論」の紙上にさいごにあらわれるのは、第一九号の「此頃当地の警察では、熊本評論社に小倉から社会主義の芸者が入込んで居ると云ふんで怪からず岡焼きをやつてるそうぢや。警察の岡焼きと来ちや嘘でも満更ら悪い気はせぬが、偕て小倉とはドコを何う叩いて割出したのか、おまけに社会主義の芸者とは些と念が入り過ぎて滑稽ぢやこわせぬか……岡焼きの目的物なるものは姓を黒瀬とやら云ふ……より考ふればの切り社友の駒子女史が一時姿を変して枯尾花となられたのだ」という記事のなかであり、このあと「熊本評論」には駒子についてかかれていないのである。

子そだてに専心したのかもしれないが、この記事から考えられることは、警察の取りしまりがきびしくなり、駒子の行動に監視がつけられるようになったとおもわれる。

この一九〇八（明治四一）年、一月一七日の第二回金曜講演の屋上演説事件にはじまる言論・集会・出版の自由が完全に息の根をとめられていく年である。五月三〇日に「大阪・日本平民新聞」は廃刊におこまれ、六月二三日の赤旗事件、それにつづく公判や獄中通信が「熊本評論」によって全国の同志に報導されることになっていく。そのために「熊本評論」も創刊から一年と四か月を経過した九月二〇日刊の第三一号で廃刊におこまれたのである。そしてこの赤旗事件が西園寺内閣の総辞職のきっかけとなったといわれているが、つぎの桂内閣はさらに取りしまりを強化して、主義者や当局が要注意人物とみなしたものの一人一人の行動を監視して記録した

『社会主義者沿革』がつくられ、駒子は一九〇八（明治四一）年八月二〇日づけで乙号に編入され、登録番号一六七番として記録されることとなる。⁽¹⁹⁾

熊本県の警察は「市内の某々新聞社に向つて『熊本評論』に関する記事は一切掲載すべからず」としたというわけは、一九〇八（明治四一）年の九州日日新聞に「熊本評論」の裁判記事が載らなくなったことからうなづける。また、日夜熊本評論社の門前を警官が警戒しているありさまが「熊本評論」にかかれている。⁽²¹⁾ 弾圧が熊本評論社にせまっているのがかんじられる。

「特徴 丈四尺八寸位、色白、中肉、顔長、髪濃、眉濃クシテ長シ、口稍大、其ノ他並、額狭クシテ俗ニ富士額、左眼ノ目尻及右眼下ニ於テ粟粒大ノ黒子あり、上部ノ前歯一本中部ヨリ金ヲ以テ填充ス」。

これは『人物研究史料(1)』にのせられている駒子についての記述である。囚人や奴隷のように小さなほくろの位置までも細察記録されて監視されていたのかとおもうと、背筋がぞっとするのをおぼえる。

駒子は、明治の天皇制国家がこわがるような社会主義者あるいは無政府主義者であったであろうか。

ここまでで駒子と「熊本評論」とのつながりはおわるが、一九一一年（明治四四）年の大逆事件の検挙の手は駒子のところまでのびてきた。だが「松尾が上京して、幸徳秋水と会い、其の報告をかねた集會に出席しなかつたために助かつた」とのことである。⁽²²⁾

このあと一九一六（大正五）年には、主義者との交際や主義的言動もなくなつたとして「特別要視察人」の丙号に転入されるのであ

るが、一九一九年六月一九日には削除された。

「熊本評論」のあと、彼女の帝国女優養成所への入所、そして新真婦人会での活躍、浅草での女優としての仕事、アメリカ滞在などについては、近刊予定の『近代熊本的女たち』のなかでくわしくふりたい。

駒子は竹崎順子の教えた犠牲の心をまもり、家族制度のなかでうもれていく女の生きかたに、はげしく反抗して生きた。そして妻であり母であるだけにおわる女の生き方をえらばず、そのうえに、じぶんじんの能力を開花させて自立した火の国のもえた美女である。現在は東京で満九三才の生活をおくっている。

注

- (1) 「大逆事件と肥後人」『日本談義』誌、第四八―六一号、一九五四―一五五(昭和二九―三〇)年をかかれた故宮本謙吾氏の談話による。宮本氏が調べられた当時は、もと熊本評論社があったところは焼きも屋に、駒子の家は質屋になっていたとのことである。
- (2) 「熊本評論」第一〇号、一九〇七(明治四〇)年一月五日。
- (3) 「日本社会主義演劇史」、二四九―二五〇頁。
- (4) 同上、二五一頁。
- (5) 「日本新劇史」、三八七頁。
- (6) 「松岡荒村」、三二一頁。
- (7) 「日本新劇史」、三八七頁。
- (8) 「人物研究史料(1)」、二四二頁。
- (9) 「熊本評論」第一二号、一九〇七(明治四〇)年一月二〇日。
- (10) 同上、第一四号、一九〇八(明治四一)年一月一日。
- (11) 同上、第一五号、同年一月二〇日。

(12) 同上、第一八号、同年三月五日。

(13) 同上、第十九号、同年三月二〇日。

(14) 「日本社会主義演劇史」、五頁。

(15) 「大阪・日本平民新聞」第一六号、一九〇八(明治四一)年一月。

(16) 「熊本評論」第一〇号、一九〇七(明治四〇)年二月五日。

(17) 「日本社会主義演劇史」、一五三頁。

(18) 「熊本評論」第一九号、明治四一年三月二〇日。

(19) 「人物研究史料(1)」、二四一頁。

(20) 「熊本評論」第二九号、一九〇八年(明治四一)年八月二〇日。

(21) 同上。

(22) 「大逆事件と肥後人」『日本談義』誌第六一号、一九五五(昭和三〇)年二月号、七〇頁。

付記。俳優座劇場の竣成にともなう公演でご多忙の松本克平氏からご教示をえたことをここに記して感謝の意をあらわすしだいである。

女性史研究

合本第二巻

四〇〇〇円
三三〇〇円

第6集から第10集までの五冊を合本し、第二巻として美しく製本しました。ご注文ください。

第6集・『母権論』をめぐって 第7集・高群逸枝写真集 第8集
・高校日本史教科書の女たちI 第9集・母権の発見 第10集・高校日本史教科書の女たちII

松尾静枝・金子トクへの手紙など

犬童美子

(1) いまから七〇年まえのいわゆる「大逆事件」で、幸徳秋水や菅野スガら一二名とともに、無実のまま死刑となった松尾卯一太と新美卯一郎は、そのときどちらも、三三才になったばかりであった。ふるさと熊本には、松尾の妻静枝（二五才・戸籍では倭久）と二人の男の子や、婚姻届をだすことを許されないまま四年あまりをともにすごした新美の妻金子トク（二三才）が残された。

この松尾卯一太が資金を出し、新美卯一郎が発刊の辞を書いて、熊本市で産声をあげたのが『熊本評論』である。「大逆事件」の三年ほどまえの明治四〇年のことである。

これらの人たちが、「大逆事件」をどのようにうけとめ、それに耐えたかは、いまとなっては知るすがほとんどない。ただ、わずかに、獄中からの手紙が、松尾のもの一〇通、新美のもの八通のこされていて、『秘録・大逆事件』下巻（塩田庄兵衛・渡辺順三編・春秋社・一九六一年刊）のなかにおさめられている。松尾の一〇通のうち七通は、妻の静枝あてのものであり、新美の八通のうち二通が、妻・金子トクあてのものである。新美に妻あてのものがすくないのは、許されない結婚のため、手紙も直接には出せなかったのだからか。それは、他の六通のなかに、「愚妻のことは君に頼むより外に道がない」（明治四三（一九一〇）年八月五日・古川元次郎あての手紙）とか、「夜はいささか寒いから僕の妻に言うて『夕

ンゼン一枚及白紙二帳』を差入れて下さい」（同年八月一日・古川元次郎あての手紙）などと、したためられていることからうかがえるのである。

妻たちから獄中へ出された手紙は、松尾静枝から夫卯一太あてのただ一通が残されているだけで、金子トクから新美あてのものは、一通も残っていない。

(2) これら手紙のほかには、「松尾静枝日誌」の抜すいの写しがある。この日誌は、松尾たち熊本関係者の取調べがはじまった明治四三年七月ごろ押収されたと思われる。

静枝の手紙と日誌は、『大逆事件記録』全三巻（神崎清編、世界文庫、一九七二年刊）の第二巻と第三巻の「証拠物写」のなかにおさめられている。

これらの内容の大部分は、前記の二労作が公刊されるずっと前から、「大逆事件」に関心をよせる人たちには知られていたようである。

「松尾静枝日誌」（号は、明治四二年二月二十九日から翌年三月二三日までのうちの五日分と、四二年一月一八日から二月一三日までのうちの七日分である。前半の五日分にあたるところは、夫の卯一太が、その数ヶ月前に発禁となった『熊本評論』の後継紙である『平民評論』を出そうとして、再び発禁処分をうけ、新聞紙法違反

(朝憲紊乱のたぐい)で、熊本監獄に服役中のものであり、留守をあずかる様子がしるされている。後半の七日分には、家族の消息とともに、その当時、松尾の家におかれていた平民評論社に入内する人びとが記されている。

いずれにも、取調べをしたらしいものの手によって、傍線が引かれているが、それは、主として大石緑亭(誠之助)・宮崎民蔵・佐々木道元・田村次夫など関係人物の名前の部分に多い。

明治四十一年一月に大石と松尾は前後して上京し、幸徳秋水と会っているが、これが、のちに「大逆事件」のさいの共同謀議とされたようであるとして、糸屋寿雄氏の『大逆事件』(三一書房・一九七〇年刊)には次のようにのべられている。

「この大石と幸徳、松尾と幸徳の東京での『革命ばなし』が、後の宮下太吉・菅野寿賀子・新村忠雄・古河力作などの天皇暗殺計画と、検事局によって苦心のすえに結びつけられて、全国的な大逆陰謀の共同謀議があったようにでっちあげられたのが、いわゆる『大逆事件』の真相のように思われる。」

このような大石と松尾のつながりを傍証するものとして、「松尾静枝日誌」がつかわれたようである。

なお、明治四十二年二月九日の彼女の日誌は、たいへん興味ぶかい。このころ松尾の一家は、すでに玉名郡豊水村川島から熊本市の古城堀端町にすまいを移しており、夫卯一太は服役中である。静枝は、所用があつて、伊倉(玉名郡)へ二人の息子をつれて出かけたさいのものである。

「本年は不作の爲め何れの町も人氣悪しく人の行ききは数ふる程なりき 只多きは物もらう人の類でした。政府富者の圧制に叛逆ス

ル行はずして、一並の奇麗なる体をもちながら一家二家と物を求めてあるく人のいくじなさを実に残念に思ひました」(傍線はおそらく取調べにあつた武富検事によるもの)と記されているところである。年の暮の世相をすどく描いて傍線部のような批判めいた文章をつづっているのは、日誌のなかでは、この一か所だけであるけれども、『熊本評論』『平民評論』をすぐそばでみていた女人のことばであることを思わせる。

(3) 松尾の夫婦仲は、決してよい方ではなかったとは、宮本謙吾氏の論考「大逆事件と肥後人」一一(『日本談義』誌一九五五年一月月号)のなかにしるされているところである。そして、卯一太の獄中からの手紙のなかにも、「モシモ私が家に居て、昔通り我儘で、アンナ犬や豚の様な不都合を継続して居るとせば如何に思召され候や。私は何時ぞや、私が御身を打ちなぐりし折に、同太郎が御身をかばうて私に打ちかかりしことなど思い浮べ、今更総身に針さす如く、地の下に逃げ入りたき様に覚え申候」(明治四十三年二月二日づけ静枝あて)との記述があるから、ときに派手な夫婦喧嘩もあったらしい。卯一太が、『熊本評論』をなぜ発刊しなければならぬかを、妻に理解させる努力をしたかどうかはわからない。

もっとも先進的であるべき社会主義者の卯一太は、同時に明治の男でもあり、その主義主張を妻と分かちあう態度をもっていなかったようである。それは、明治四十三年八月二日づけの熊本監獄にいる夫へあてた静枝の手紙から、うかがうことができる。

「大逆事件」のとき、卯一太の父の又彦は二日間拘留されているし、静枝も五日間拘留され取調べをうけている。そのことをのべたあとで、「何の事件よりしての御取りしらべかぞんじ申さねど、両

人ともお取りしらべにあいなり候。平素愚なる私の事とて御存じ通り主義の話しとても只一度も聞きし事なく存せず、始めは事実の儘を知らぬと述べ居しも、あまり長きに渡り、愛児の事老父様の御事を思ひ、これには愛へられずと思ひ、心の許さざりしも遂に答にまかせ知りたる如く返事致し置きたる事も候。若し東京に於て御取りしらべにあひ給ひて此事を聞き給ひなば、定めしいつわり深き愚なる女よと心中に独りせめ給ふ事て有ろうと御察し致し心苦敷思候へ共……」との部分がそれにあたる。

松尾家は、玉名郡豊水村川島の、かつては小作米五〇〇俵をとるほどの地主であったが、このころは先祖伝来の田畑はかなり人手にわたっていた。そして熊本評論社の中心人物でもある卯一太の家は、つぎつぎに監獄に入ったり出たりする人々のあつまる普通でない状態がつづいており、ときに夫婦喧嘩があつても不思議はない。

それよりも、松尾の妻への手紙のなから伝わってくるのは、途方にくれる年若い妻を激励し、子どものごと、家政のことなどをこまごまと思ひやる心情である。「仏壇の引出しに入れある御文章など御誦しなされるも御利益かと存候」とか、「新約聖書を送る」などと、氣よわになりがちな静枝に「小公子」の母をしばしば手紙のなかに引いて、仏や神を求めるようすすめている。ただ一か所、「死体は貰えるかどうか分らぬ。貰えるなら骨にして送らう。葬式するには及ばぬ。針箱の引出しにでもしまっておけ」という、死の三日前の手紙にだけ、『熊本評論』にみせたはげしさの片りんをうかがわせる。

(4) 松尾が「大逆事件」をどのように受けとめていたかは、判決の下される明治四四年一月一八日の妻への手紙に、「死刑か……」

まさかと思つている」と書き、次の一月二一日づけの手紙でも「罪なきに刑せらるるが御身よ恨むこと勿れ」とあることからうかがえる。

新美も、拘留直後に、「今度のことは僕にとりては真に意外にして、こんな馬鹿らしいことはない。併し公明なる判官のために、晴天白日となる時の近きにあることを信ずる」(明治四三年八月五日・古川元次郎あての手紙)としたため、いよいよ死刑の判決が下されてからも、「実の所小生は最初より何等の罪なきものとして安心致し居候に、死刑とは真に意外に御座候」(明治四四年一月一九日・金子徳子あての手紙)、「誠に意外千万にて候。『熊本評論』当時の言論文章が此の災を為せし候ものにて、致し方なき運命と明らかめ申候」(同じ日、古川元次郎ほか知友あての手紙)と書き送っている。

同じ手紙に、新美が、「生は今自己の死よりも老母の悲嘆、弟妹の悲痛になやめり、妻の不幸に同情せり。……妻は予に親切なりき、而して予は何者をも与えずして、今は彼女を不幸の波間に放てり。」と死を前にして家族のゆくすえを案じていることに心うたれる。

「大逆事件」は、まさに本人たちにも、その妻や家族にとつても、驚天動地のことであつたにちがひなく、ことに残されたものたちにとつて、それからの日々がどのようなものであつたかは想像にあまりある。

松尾静枝は、事件のあと一〇年しかたない大正一〇(一九二一)年に三六才の若さで死亡した。金子トクは、熊本市辛島町に昭和三七(一九六二)年まで、ひっそりと生きておられたというところである。

守田有秋「九州の婦人よ」をよむ [1]

——塚利彦『婦人問題』との対比——

石原通子

(1) 守田有秋(本名・文治)は一八八二(明治一五)年三月五日生まれである。「岡山県児島郡灘崎村宗津四百二十五番地守田ソノノ私生子ニシテ七八歳ノ頃神田区新石町秋山定輔ニ養育セラレ⁽¹⁾」と内務省警保局の「要視察人」としての調査では記録されている。

山川均によると「彼は守田文治(後の守田有秋)といつて、『文ちゃん』と呼ばれていた。文ちゃんの郷里は倉敷から五、六里ある児島郡の片田舎で、ムコ養子だった文ちゃんの実父はゆえあって離別され、文ちゃんは母親の手で育てられた。その後、文ちゃんの母親は大阪の秋山家で経営している事業で働くようになり、文ちゃんは定輔氏が引きとつて、小学校に通わせ⁽²⁾」とされている。これは山川均が同郷の先輩で一八九三(明治二六)年に「二六新報」をはじめた秋山定輔をたよつて上京し、一八九七(明治三〇)年八月三〇日から秋山の家に下宿することになるが、ここで守田と親友となる過程をなつかしくおもいだしてかいてるのである。

守田は山川よりも一年と三か月年少で、当時は錦城中学校の四年生であった。山川は明治義会という中学校にはいゝたが、二人は「秋山さんの監督がゆるやかな——というよりも、無監督状態だったのをいいことにして、学校を休んで、文ちゃんと終日、人生や社会を論じあう日が多くなつた⁽³⁾」。山川はその年の二月に守田は翌

年に秋山の家をたびだして二人で下宿し、守田は民友社の印刷工場で働いたり、人力車夫をしたり、英字新聞の配達をやったりしながら国民英学会という学校へいつていた。そして「そのころ錦町三丁目、福音派の小さな教会ができ、守田は洗礼をうけてその教会員となつた⁽⁴⁾」が、山川は洗礼などという儀式には反対だった。それで洗礼はうけなかつたけれども山川は、「私のキリスト教的な信仰の方も、いっそう強まつていた。日本を共和政治のもとに社会主義の行われる国にすることが、当時の私の理想であつたが、社会主義の行われる国とは、『御心の天に行われるごとく地にも行われ』⁽⁵⁾ている状態、地上における天国の建設と同じ意味のものであつた。そしてこの天国が、はたしてどのようにして建設されるかについては、私はなにも考えていなかったと思つ⁽⁵⁾」とのべ、聖書の合理的な部分だけを信じて、不合理な部分は信じなくていいというようなやりかたで信じていたので、このままでいけばキリスト教社会主義に安住することができたであろうという。そして「一つには腐敗墮落した現代の社会に青年の抗議をなげつけるために、一つには青年じたいの覚醒をうながすために、一九〇〇(明治三三)年三月から「青年の福音」という新聞紙八つ折り六―八頁のものを毎日一、〇〇〇部刊行しはじめ。その第三号にかいた守田の「人生の大惨劇」、山川の「苦笑録」という文章が不敬罪にとわれることとなるのである。

この守田の文章は一九〇〇（明治三三）年五月一〇日の九条公爵の第四女節子の意志に反した皇太子嘉仁親王（のちの大正天皇）との結婚に抗議するもので、「人間の自由と権利を踏みにして強制された結婚は、結婚ではなくて無形の暴力による姦淫であり、政治的権力のまえにささげる人身御供であり、『家』の虚栄と権勢慾のために純潔な少女の貞操を売るものであると論じたものだった」が、守田の文章は抽象的な散文詩のようなもので、具体的な言葉は一つもなかった。「この文章は、守田一人の発意で執筆し、私（山川）が多少あとから筆を加えたものだったが、同時にその思想は、私たちのグループに共通なものだった」ということである。また山川の「苦笑録」はこの皇太子の結婚にあたってキリスト教徒の忠誠をてらった迎合的な態度をあざけつたもので、皇室を非議したものではなかったが、二人とも「刑法第一百七条第一項、第一百九条および第一百二十条を適用されてその最高のところに持ってゆかれたが、丁年未満のために一等を減ぜられて重禁錮三年六月、罰金百二十円、監視一年」に処せられた。守田が一才、山川が一才であった。守田は一九〇〇（明治三三）年六月から早稲田専門学校政治経済科に入学したのであるが、この事件のために学校へは一日もいかれずに翌年退学している。

そして一九〇四（明治三七）年四月に満期になって出獄して、秋山の「二六新聞」につとめた。山川は六月に仮出獄して、岡山市の義兄の薬局支店の支店長となる。彼らが出獄したころ、すでに日露戦争ははじまっていた。また、その前年には非戦論を主張して「萬朝報」を退社した幸徳伝次郎（秋水）と堺利彦（枯川）が、週刊「平民新聞」（明治三十六年一月一日―明治三十八年一月二九日）

を刊行して、日本での社会主義運動の本格的なスタートをきっていたが、山川は出獄したときに、はじめてその創刊号をみたという。

また数寄屋橋の平民社にもいって幸徳とも会って話をきいているが、この週刊「平民新聞」には山川も守田の名もでてこない。つぎの「直言」（明治三十八年二月五日―同年九月一〇日）、さらにこれがキリスト教社会主義を唱道する「新紀元」（明治三十八年十一月一〇日―明治三十九年一月一〇日）とマルクス派社会主義の「光」（明治三十八年一月二〇日―明治三十九年二月二五日）の二つの新聞に分裂するが、これらにも二人の文章はまだでてこない。ただ一九〇六（明治三九）年五月五日の「光」第一巻第二号に「金五十銭 岡山 山川均氏」として日本社会党に寄付したことがしるされている。同二二号の「日本社会党公報」の党员名簿（第五回報告）のなかに「岡山県 山川均」とでてくる。この日本社会党は四年間の軍閥官僚の桂内閣から、一九〇六（明治三九）年一月七日に政党内閣ブルジョア的なおいのする第一次西園寺内閣が成立したすぐあとに、西川光二郎・樋口伝次らが普通選挙の期成を目的とした日本平民党の結社届をだしてみると無事にとおったので、同年一月二八日に堺利彦・深尾韶たちが「本党は国法の範囲内において社会主義を主張す」という政府にたいしてえんりよした綱領をかかげて日本社会党を結成したのである。そして、山川はその機関誌的役割をはたす日刊「平民新聞」（明治四〇年一月一日―同年四月一四日）の編集部員となるのである。

山川のかいた論説に「男女関係の解放」があるが、これは道徳家、宗教家、教育家が男女関係が墮落しているというが、「男女関係の墮落とは自由恋愛の傾向にあらずして、金銭結婚にあり、権力

結婚にあり政略結婚にあり、成功主義にあり、墮落の二字は自由思想を有せる青年男女に代つて吾人謹んで之を経済的権力と偽善道德の支持者たる諸君に返上せざるを得ず」とかいて、恋愛にもとづく本人の意志による結婚でなければならぬことをといている。この考えは七年前の不敬罪に問われたときの守田の考えとおなじであつて、対等な人間としての男女關係が成立する条件や社会組織についての説明がなく、ただ自由恋愛の礼賛におわつている。

そして、この年の二月一七日の日本社会党第二回大会では、議会議案派と直接行動派とのほげしい対立となつて、幸徳秋水の直接行動論にかたよつた妥協案が成立し、いままでの運動の中心であつた普通選挙権の獲得と治安警察法の撤廃は黨員の随意問題となつて、「社会主義の実行を目的とす」とはつきりと改められたために、早速二月二日には治安警察法第八条第二項によつて結社を禁止されたのである。

このころ守田は、短時間の召集をうけて入営していた姫路師団からかえり、「結婚して日暮里の金杉に家をもち、秋山の『二六新聞』に勤めていた」⁽¹²⁾ので、山川はこの家の居候となり、守田が同志の多くが住んでいた柏木に引越したときも一緒であつた。

日刊「平民新聞」が官吏侮辱や朝憲紊乱や秩序騒乱などで起訴されて編集部員がうばわれ、そして発行が禁止され、さらに財政困難もかさなつて四月一四日の第七五号をもつて廃刊となつたあとに、思想的な対立によつて、西川光二郎・片山潜・田添鉄二らの議会議案派の「社会新聞」(明治四〇年六月二日―明治四四年八月三日)と森近運平・堺利彦・幸徳伝次郎・山川均・荒畑勝三らの直接行動派の「大阪・日本平民新聞」(明治四〇年六月一日―明治四一年五

月五日)とができるのであるが、守田の文章は「大阪・日本平民新聞」のほうに載つている。

守田の文章がはじめてみられるのは、一九〇七(明治四〇)年二月五日の第一三号で、「非軍備主義と歐洲社会党」と題して、リーブクネヒトの非軍備主義を主張して入獄したのについて、彼の学説と実行方法は不備である。わが社会党は非軍備主義に反対することを議決したとドイツ社会党の首領であるペーベルがのべていること、またフランスやイタリアの社会党の非軍備主義反対についてのべ、「日本の社会党はヘルヴェ、リーブクネヒト等に対して今後果して如何の態度を持せんとするか」としている。そのころ、日本には社会党はなかつたので、社会主義者のことであろうが、この年の八月にシュツツガルトでひらかれた第二インターナショナル第七回大会でのヘルヴェとペーベルとの大論争にたいして、幸徳は「大阪・日本平民新聞」第九号でペーベルを非難しているが、堺は大会の報道にとどめている。

守田は、この第一三号から五回にわたつてロシアを舞台とした革命小説「獄中より一筆啓上」を連載し、「旧世紀の新聞」と題した総同盟罷工の小説も二回にわたつてかいている。

守田の「金曜講演迫害記」(第一七号、明治四一年二月五日)と「東京だより」(第一九号、明治四一年三月五日および第二一号、同年四月五日)は、屋上演説事件についての報告記事であるが、金曜講演は前年の一九〇七(明治四〇)年九月六日午後七時から九段坂下ユニヴァーサリスト会堂で第一回がおこなわれ、発起人は堺・山川・幸徳で、主題は「ハーデー氏を評す」であつた。⁽¹³⁾

金曜講演は、治安警察法によつて日本社会党が解散させられて結

社の自由がうばわれていたので、「政党あるいは政治結社のかたちをとるわけにいかなかった」⁽¹⁴⁾ためにこのような形になったのであった。また八月二〇日に議会政策派が結成した社会主義同志会にたいする対抗意識もあつたのであろう。「金曜講演の主体として金曜社（金曜会とも呼んでいた）というものができて、幸徳さんの書いた金曜社の標札は、赤旗事件のときまで私の（すなわち守田の）家にかかつていた」⁽¹⁵⁾ということである。山川は、「守田の家も三度ばかり引越したがるが、私はあいかわらず、守田の家に寄生をつづけていた。収入のないときは食費さえろくに払えなかつたせに、威張って居候していたが、守田夫妻は親切に世話をしてくれた。それで一つ年下の守田のことを、同志の人たちは『オジさん』と呼んでいたが、守田夫妻は親切に世話してくれた」⁽¹⁶⁾。守田は「毎日雑報計り書いているのでイヤになった。少し本を読み度いと思ふが暇がない……僕のように新聞労働者になつてはダメだ。是れでだん／＼年がよるのかと思ふと心細い。オジさんなど、諱名するから益々年齢がよる」⁽¹⁷⁾とかいてゐる。定収入があつたのは守田くらいではなかつたかと思われる。それで、なにかとめんどうをみていたものようであるが、二六新聞記者として、幼いときから世話になつた秋山の経営方針にしたがつて雑報をかくのにおわれてすぎていく毎日のむなしさをぐちつてゐるのであるが、この金曜会で守田が堺や山川とともに講演をやりはじめるのは、一九〇七（明治四〇）年一〇月四日の吉田屋での第五回金曜講演のときからで、内容は「長崎に於ける露国革命訪問の感話」⁽¹⁸⁾であつた。つきは一〇月二五日の吉田屋での第七回金曜講演で、「印度同志を訪ひし話」⁽¹⁹⁾をしている。第九回（第一〇回のあやまりではないかとおもわれる）金曜講演は、一〇月八

日とおもわれるが、このときは「『十年後の新聞』を朗読して大に喝采を博した」⁽²⁰⁾。第二回（第一三回のあやまりではないかとおもわれる）金曜講演、たぶん一月二九日とおもわれるが、「堺氏の『食欲を売つた話』は近着のラファルグの著した物語の紹介である。餘り面白くて此儘にするのは勿体ないから、守田有秋君が改めて本誌の為に翻譯するそうだ」⁽²¹⁾とされてゐるが、その後の「大阪・日本平民新聞」には守田訳はみあたらないようである。第一九号（明治四一年三月五日）の堺から森近運平への「獄中消息」のなかに、「食欲を売つた話」の内容にふれてゐる。第一六回（二月二〇）の金曜講演から臨監警部がきて、「弁士中止！」をやりはじめるが、第一七回（二月二七日）は無事に守田は「ユートピアの話」⁽²²⁾をしている。そして、守田が「金曜講演迫害記」にかいてゐるように、一九〇八年一月一七日第二〇回金曜講演で前会をつづきであるトーマス・モアのユートピアの梗概を語つてゐるとき、「弁士中止！」そして「解散」が命ぜられる。「未だ斯くの如き談話により、斯くの如き暴庄に接したることなし」というようにに不当なものであつたが、これがきっかけで屋上演説事件となるのである。

だが、守田は投獄されなかつた。それは「此時山川君、密に僕を呼び、金曜会の会費など一切のものを僕に渡し、僕を階下に下らしむ、蓋し彼は僕の上に禍の及ばんことを恐れしなり。……」⁽²³⁾「……広く天下の同志に此の迫害の状況を伝達せよ」⁽²⁴⁾と山川に説得されたからである。また「今一つは妊娠中の守田の妻君のことを考へて、さきこの場を立ちのかせたのである」⁽²⁴⁾。このように牢獄につながることをまぬがれ「金曜講演迫害記」として、そのときの模様をくわしくつたえたのである。「東京だより」「大阪・日本平民新聞」

第一九号、同年三月五日)では、塚利彦・山川均・大杉栄が一月半、竹内善朔・森岡永治・坂本清馬が一月の禁錮刑に処せられたことを報じ、同新聞第二一号(同年四月五日)には、三月一日朝の竹内・森岡・坂本の出獄の模様をつたえている。第二一号(明治四二年四月五日)の塚の「出獄雜記(追加)」には、「殊に吾が守田有秋君の奔走盡力の如きは、僕殆んど之を謝するの辞を知らぬ。有秋君は山川君の同居者として、山川君より年少なるに係はらず、僕等の交友間に於て『オヂさん』と呼ばれて居る人である。僕は此の善きオヂさんが今回の留守番役として、非常の苦心と非常の多忙との間に、周到綿密なる計らひをして呉れたのを見て、実に嬉しいと同時に、亦美に濟まぬ心地がする」とかいている。守田有秋はこのとき二六才であった。このように直接行動派のなかで、屋上演説事件やつきにくる赤旗事件の報道をひきうけながら、社会主義思想を深めていくのである。

このような守田が「態本評論」にかきはじめるのは第一九号(明治四一年三月二〇日)からで、「東京より」と題して、「未だ諸兄と拝眉を得ざれども同志として、御奮闘の様坐ろに駒の踊る心持に御座候」とあいさつからはじめて、東京の運動の状況を報告しているが、まだ塚・山川・大杉は出獄していないときで、「其後金曜講演は諸方に迫害せられ、今は警察の干渉の結果一軒の貸席をも会場に宛て得ることゝ相成り候」と弾圧のはげしさをつたえ、「吾人は公開の演説が許されねば、秘密集会をなすまでに御座候、秘密集会の結果が如何なる結果を齎らすかは、大低予想の出来そうなもの候」と、言論・集会の自由がうばわれ、ちっ息しそうな状態からのものがきと、大逆事件へ追いこまれていく状況が、東京の同志たちの

周囲をつつみはじめているさまがかんじられる報道を「態本評論」にかきおくっているのである。

守田が要視察人として甲号に編入されるのは、一九〇八年二月四日、塚・山川・大杉ら六名は屋上演説事件で入獄中で、その留守中の世話と、その報道におわれ、また金曜講演の会場も借れないので、地方伝道にのりだし、二月九日には群馬県邑楽郡高島村で両毛同志会の第一回の会合にでかけ、二月一七日にもこの会で屋上演説の当夜の状況を報告し、そのあと「マラテスタの『無政府主義論』⁽²⁵⁾をばなすなど、全力をあげて活動していたころであった。

六月二日の赤旗事件のときは「新聞社に行て居た為め迫害を免れた⁽²⁶⁾」のであるが、山川はこの「守田有秋が二六新報社で待ち合わせるはずだから、そこに行くと言い、わたし(塚)はそのまま淀橋の宅に帰るつもりで、二人が別れようとしているところに、また⁽²⁷⁾巡査が二、三人やって来て、錦町の警察へ連れていかれたのである。守田は「亦留守役だ。……非常に多忙だ、察して貰いたい」といつているように、「サカイヤラレタスグカエレ」と赤旗事件の報を土佐中村の幸徳のもとに打電し、⁽²⁸⁾森近にもしらせた。⁽²⁹⁾そして二六新聞に事件の報道をするが「彼が主義者として書きし記事も、尙資本家新聞に籍を有するが故に、多少の虚偽を加えざるを得無つたのである。若し彼にして、事実であり真相である処を書き列ねたならば、彼は真に失業の悲運に接するのである。果然其の後の無政府党に関する一記事は、其事実であり、正確でありしが為め彼をして失業せしめたのである。」と「態本評論」第二八号にある「彼」とはたぶん守田のことにはちがいない。同紙同号に守田は「七月十二日四年間勤続せし二六新聞を退社せしめられ候、今後は、唯だ原稿生活

に御座候、生活の安固なしと雖も、頗る呑気に御座候」と近況を
 らせている。このような失業のなかに赤旗事件公判について「熊本
 評論」第二九・三〇・三一号に記事をおくっている。

だが、「平民評論」第一号（明治四二年三月一〇日）には「編輯
 長及副社長の交送と共に復社せり、今後文学的の方面に於て其主義を
 弘布せんと云へり」とある。「人物研究史料(1)」では「明治四十
 二年一月一日社会主義ニ関係セサル条件ノ下ニ再ヒ二六新聞記者トナ
 リ其後同主義者トノ交際餘リ頻繁ナラサルカ如シ」と報告されてい
 る。「母ハル、妻ヒサ、長男文彦」の家族を養つていくためには、
 主義主張をまげても職を得なければならなかったのであろう。大逆
 事件の摘発の手は守田のところにもきて、「二度家宅搜索をやられ
 たが幸い何も出なかった」ということである。

そして「世界新聞社（二六新聞ノ後身）ノ視察員トシテ佛国及英
 国へ赴キ交戦諸国ニ於ケル国情民情ヲ視察通信シ傍ラ勉学ノ目的」
 で、大正四年一二月に、長崎まで山川均にみおくられて出発し、第
 一次大戦後に帰国した。帰国後は赤瀾会主催の講演会で講演したり
 しているが、ようするに守田有秋が社会主義者としてもっとも活動
 したのは、「九州の婦人よ」をかいたころである。

(1) 社会文庫編『社会主義者無政府主義者人物研究史料(1)』以下
 『人物研究史料(1)』と略称する)、柏書房、一九六四(昭和三五)
 年、二七三頁。

(2) 山川菊栄・向坂逸郎編『山川均自伝』岩波書店、一九六一(昭和
 三六)年、一六五―一六六頁。(3) 同上、一六七頁。(4) 同
 上、一七九頁。(5) 同上、一八〇頁。(6) 同上、一八二頁。
 (7) 同上。(8) 同上、一八三頁。(9) 同上、一八九頁。

(10) 『人物研究史料(1)』、二七三頁。

(11) 日刊『平民新聞』第八号、一九〇七(明治四〇)年一月二六日。

(12) 『山川均自伝』、二八〇頁。

(13) 『大阪・日本平民新聞』第七号、一九〇七年九月五日。

(14) 神崎清『革命伝説1』、芳賀書店、一九六八年、一三頁。

(15) 『山川均自伝』、三〇二頁。

(16) 同上、二八五頁。

(17) 『大阪・日本平民新聞』第三二号、一九〇八年四月二〇日。

(18) 同上、第一〇号、一九〇七(明治四〇)年一〇月二〇日。

(19) 同上、第一号、同年一月五日。

(20) 同上、第二号、同年一月二〇日。

(21) 同上、第三号、同年二月五日。

(22) 同上、第一六号、一九〇八(明治四二)年一月二〇日。

(23) 同上、第一七号、同年二月五日。

(24) 『革命伝説1』、一七頁。

(25) 『熊本評論』第一七号、一九〇八(明治四二)年二月二〇日。

(26) 同上、二六号、同年七月五日。

(27) 『堺利彦全集』第三卷、法律文化社、一九七一(昭和四六)年、
 四二六―四二七頁。

(28) 『革命伝説1』、一九三頁。

(29) 『熊本評論』第二六号、一九〇八(明治四二)年七月五日。

(30) 『人物研究史料(1)』、二七三頁。

(31) 『山川均自伝』、三二八頁。

(32) 『人物研究史料(1)』、二七四頁。

(つづく)

「熊本評論」抄(女人篇)

凡例

- 一、女性名で記載されたもの、および女性に關係のある内容のものを抄録した。
- 一、「熊本評論」に掲載されている順序に配置したが、「獄中消息(四一)、九、五、三〇」は、便りの日づけの順とした。
- 一、句読点は原文にしたがったが、あきらかに落着いてゐるものは記入した。
- 一、字体かなは普通のかないかえた。漢字は当用漢字で代用したものや、ひらがな書きとしたものがある。「ふりがな」は読みにくいもののほかは省略した。あきらかに間違っているものは訂正した。
- 一、「悲壯なる最後の法廷(四一)、九、二〇」は廢刊号のため赤刷りであるが、ここでは黒刷りとした。
- 一、「」は抄録者による。「……」は省略したことをあらわす。

時時評論 出る所の頭顱

(明治四〇年七月五日 第二号)

今の議院法の下に出る所の頭顱何をか為せし、改めて出る所の頭顱亦知るべきのみ、又何をか為さんや、議院法改らずば今の頭顱は千歳生るとも浮ぶの時ならむ、然るを今の頭顱に依て議院法を改めむとす、出来得べからざること也、何為ぞ

人民自ら起ちて議院法を改めざる、今の時は実に其時也、議院法改正の第一義は言ふまでもなく、選挙権の拡張也、選挙権拡張の最後の到着点は普通選挙也、婦人の選挙権獲得也、而して之れ吾人が理想に第一歩を築むの道ならずや

女の代議士

(明治四〇年七月五日 第二号)

芬蘭にては女子に選挙権のみならず被選挙権をも付したる結果として十九名の婦人代議士に当選し議場に列せり何れも識見高く経験上の智識はあらゆる階級を嘗めたる者にて中原の鹿を驢眉男子の手より奪ひ取り二千年の歴史を破りて婦人の口より天下の大政を論議す寧ろ当然なりとは言ひながら政治上に於ける世界最初の快事と云ふべし

女子復権会

(明治四〇年七月二〇日 第三号)

日本に在留せる清国革命派の青年中、今回「女子復権会」なる者を起し、雑誌「天義報」を發行せる者あり、「天義報」は「固有の社会を破壊し、女界革命を提倡するの外に於て兼て、種族、政治、経済、諸革命を提倡す」と宣言し「女子復権会」は左の簡章を発表せり、

一、宗旨 女子世界に対するの天職を確し、数千載重男輕女の風を力挽す、

二、弁法 女界に対するの弁法二あり、一に曰く、暴力を以て男子を強制す、二に曰く、圧仰を

甘受するの女子に干渉す、世界に対するの弁法二あり、一に曰く、暴力を以て社会を破壊す、二に曰く、主治者及び資本家に反対す、

三、規律 政府を尊信するを得ず、男子の驅使に服従するを得ず、身を降して妾と為るを得ず、數女を以て一男に事ふるを得ず初婚の女を以て男子の継室と為るを得ず、

四、道德 耐苦、冒險、知耻、貴公、正身

五、權利 入会の後、亨くる身の權利三あり、凡そ己に嫁するの後、男子の压制を受くるを本会に告げて、之が復仇を為す可し、凡そ男權に抵抗し及び社会に盡力するに固つて死する者は、本会之が表章を為す、凡そ男權に抵抗し及び力を社会に効して危険に罹る者は、本会の救済及び保護を受くるの權利あり

六、義務 入会の後盡す所の義務三あり結婚離婚均しく本会に報知すべし、入会の時、一元を納捐し嗣後毎一角を納捐す、入会の後、本会の勢力を拡張し會員を紹介すべし、

七、會員の資格 凡そ本会規律を實行する者均しく會員たるを得、

八、總會所 日本東京牛込区新小川町二丁目八番地天義報社

其主張の堂々たる、其意氣の壯なる、支那の將來実には侮る可からざるものあり、日本の婦女子の簡章に対して如何の感があらん

大阪紡績の職工募集

(明治四〇年八月五日 第四号)

近頃大阪紡績の職工募集員數名当市に入込み先づ手初めに鐘紡熊本支店に手を付け甘言を以て難なく男工六名と女工一名を引出し塩屋町の三笠屋に投宿せしめ居たるが此のこと鐘紡の探知すると

ころとなり社員は巡查引き連れて出張し摺つた揉んだの末漸く右の者等を引き張り帰りの由努力泥棒等のツウ／＼しき斯の如し而して其の何れに就くも職工は職工なり吾人は実に彼の甘言に乗せられるほど猶ほ一銭の利にさへ走らんとする彼等の境遇に多大の同情なかるべからず

鐘紡の職工虐待

(明治四〇年八月二〇日 第五号)

今の資本家は弱きを苛む畜生の如し彼等はあらゆる詭言を弄して権者の一笑を買ふに勉むるが如く、又幾多の手段を講じて弱き労働者の膏血を絞る、見よ近時各所に起る同盟罷工の如きは、労働者が多数の力に依りて資本家の権勢に抗争する活劇なり、めざまし新聞は十五日の紙上より春日鐘紡の暗黒面と題し、吾人市民の前に人權蹂躪の大問題を提唱し連載せり、吾人をして直裁に其の事實を語らしめよ

本紙が前号に於て記載したる通り、鐘紡職工にて大阪紡績の職工募集に応じたる者ありしより、鐘紡の驚愕甚だし之を引き戻したるが、鐘紡は之等職工を厳罰に処したるは勿論にして、更らに職工中村末松(十九)が之を煽動したる者として、苛酷の強問を敢てせり即ち中村を直立せしめ、両手を前方に延きしめ、二号バケツに水を一杯入れたるを両手に掲げしめたり、中村が力盡きて男泣きに泣き出しバケツを落下あれば、豺狼の如き事務員等は交る／＼之を撲り、再び糸を以て手にバケツを結び付けて夜の十時頃より翌朝七時頃まで直立せしめて、交る／＼監視して煽動したるにあらずと苛責し厳しく詰問したりと、

同情ある市民諸君、請ふ静かに思惟せよ中村が何の罪ありてか此の苛責に甘んぜざる可からざる

か、鐘紡は何の権利ありてか此の無上の非道を敢てしたるぞ、更らに聞く所に依れば

鐘紡の女工は就業時間外と雖も外出を許さず、日曜も尚ほ限りある一定の障壁内に墮居せしめ自由の散策を禁ずると

如何なる雇入れの約束あるかは吾人之を知らずと雖も、職工の自由を束縛する此の如きに至らず

は、吾人は人權蹂躪として善良なる市民の反省を促さんとす、見よ、一葉落ちて天下の秋を知る、豺狼の如き彼等は如何に憐れなる職工連を遇するかは恐らくは吾等の豫想外ならん、知らず鐘紡の職工連は果して何の日か此の苦境を脱し得るぞ

鐘紡職工の脱走

(明治四〇年一月五日 第八号)

鐘淵紡績会社熊本工場の職工虐待は今更らならねども去三十日全会社女工十名は彼等抑圧に堪ゆる能はずして夜陰に乗じ工場を脱走し大坂に向ひたりと曩に幾多の脱走者を出し今再び此事を繰返す工場は少しく顧みる所なからざるべからず

鐘紡支店の強姦騒ぎ

(明治四〇年一月二日 第九号)

市外春日なる同会社に先日女工の強姦騒ぎあり当地の新聞一斉に憤慨の筆を揮ひたれば支店の狼狽一方ならず目下あらゆる口実を設けて新聞記者抱込み苦心中なり、縦し其の苦心は幸に成功すと雖も天の眼は常に汝に鋭し、然り汝の夢も遂に久しからざるべし

社会党婦人 (The socialist woman)

(明治四〇年一月二日 第九号)

在米日本人中に社会主義熱心家として名高き金

子喜一氏の夫人ジョセヒン女史は社会党婦人と題号せし満紙婦人に社会的自覚を絶叫せる月刊雑誌を發行し此度我社にも寄送し来りたり(發行所 619 East 55th street Chicago)

露國革命党女員の壮舉

(明治四〇年一月五日 第一〇号)

露國の革命運動は初期に於てはソフイヤ、ペラ近時に於てはカザリン、フイグナー等の如き不世出なる女子の働らきによりて其勢力を醸増し来りしが今日に於ても女員は内事部、外事部、出版部、実動部に皆重要な地歩を有し居れるが今度暴発せし浦塩暴動の如きは此の実動部女員の働らきなるべくして実に最近時に於ける非常の壮舉稀有の活劇なり

今外電によりて此活劇の起結を一括すれば去月廿九日の夜半革命党女員五名は浦塩艦隊を革命党のものにせんとの意を決し第一番に駆逐艦スヌリ1号に忍び入り兵士を煽動して士官を縛し次いで他艦に進まんとせしに此時早く事は他艦に発覚せられしが直ちに赤旗(革命党の旗)を揚げて他艦マンチュリヤ、ポラーブイ、フシユル、ポルチエ等及び市内官署兵營に砲撃を開始せしより港内速かに大激戦となり官艦ポゴブイ、フシユル艦長は戦死ポルチエ艦長は負傷せしめ獅子奮迅の勇戦をなせしも衆寡敵せず革命艦スヌデリは遂に撃破され五名の女傑は全艦員と共に潔く怒濤の底に沈没せりと

此五名の女傑は皆女学生と見ゆる妙令の女子なりと而かも斯る大胆なる行動を敢てしたるものは虚政に苦める露國億方の同胞を救せんとの最優しき真情の発動せるに外ならざれば彼等はソフイヤ、ペラ等と共に露國億方の同胞には救主として

又世界歴史上には革命の聖徒とし景仰するものみならず人類自由の神よりは最も光栄ある宝冠章を与へらるべし学校は富貴に縁を絶る桂庵の如く虚栄にのみ憧がれて読み書きし居る日本の女学生等は彼等に対して慚死するも尚足らざるべし

鐘紡支店の舟遊

(明治四〇年一月五日 第一〇号)

当地の鐘紡支店が近頃盛に新聞記者買収に意を用いつゝあるは前号にも記したるが此頃同支店は職工優待の名のもとに世間をゴマカさん為め職工総出の舟遊びをなし各新聞社にも招待状を發したる由なるが當時火の国歸り奉行中に芸者のウワマエはねに余念なき折柄として出席記者もあらざりし事なるべし

革命劇を創唱す

(明治四〇年一月五日 第一〇号)

千山の秋を飾る紅葉も霜に逢ふて初めてその本来の丹色美を發揮する、人文の趨向は革命を俟つて始めてその極致に達することが出来る、怪傑マホメツト左手にコオランを捧げ右手に長剣を揮つて叫んで謂ふ、天の楽園は剣光裡にありと、古今を問はず、東西を論ぜず人文の向上は革命に因つて来る、歴史天才の傳記とすれば其の傳記は悉く革命の記録である東海の辺土我が日本に一個の偉大なる革命がある、決定して起ると斷言するを憚らぬ、小さき革命はいくらもあつた、芳野の落花全国に散つて五百年の潜勢が維新の蕾を打ち開らして以来、佛教に対して基督教起り儒学に対して泰西の哲学起り和歌俳句漢詩に対して新体詩起り國体尊重説に対して自由民権説起り難多に

種々に錯綜し混交して此処にも彼処にも微動の絶ゆる間とでもない、けれども未だ物心の両界を盡し政治と文学の両面を統べて其の主権を覆へし帝國主義も民主主義も唯物論も唯心論も彌天の大波に一洗し人間本来の面目を赤裸々に露呈し來つて人文の極致を現形せしむる一大革命は一度も起つたことがない、妾はその革命が早晩こゝに惹起さるゝを斷言す、運命が齎らすことを抗んたら妾は自らその導火線となつて見せよ、看よ現代の日本を、政治を知るものは宗教を知らず、宗教を称ふるものは芸術を顧みず、哲学に組くものは神秘を解せず、要するにただ表面の異名にのみ着目して一脈不斷の金剛条あつてその精髓を貫くのに向がつかぬ、人々個々生死岸頭に微笑して久遠の向上路を勇猛に精進する底の眞骨頂を養はむが為に生きて居る其の便利から出來た社会である、社会の性能は個人をして自由に向上せしむるにある其の爲の政治宗教哲学芸術である、この理想の下に社会は動かねばならぬ、看よ現代を、たゞ表面の波動である、人間至深の要求とは没交渉な苦裡に波る、煩悶である、現代の民衆は泡沫の生滅裡に唸鳴して居る、この中から救つて至美至高の大道の天に横はるを地に観せるのが劇である、劇は宇宙の聖寵に潜む神秘の姿を面のあたりに描く唯一の形式である。

神秘は宇宙の生命で、人文の理想、人間心靈の帰趣、万邦の界はその前に消へ人種の別はその前に滅す、妾の理想劇は一切人文の精華を萃めた万有の救主でなければならぬ、之を演ずる優人は、西行の如く高潔で、之に和するの楽人はベエトウフェンの如く鋭能で之が背景を描くはレオナルド、ダウキンチの如く精巧でなければならぬ、演ずべき詩は悉く悲劇、セエキスピアも未だ深刻な

らず、カアリアアサも猶未だし、印度の諸聖が大雪山に思惟し、希臘の諸神がオリンピアの山に舞ふが如きものでなければならぬ、ワグネルの樂劇は稍近きものではあるが満足でない、況んや現代の芝居や裝飾や、音楽や脚本やは未の末、先心靈を解して後劇に入れ、劇の心靈を擲却して何処の涯に劇があるふ。

理想の遠慮あなたにある、妾はこゝに所謂革命劇と名づくるものを起したい理想の劇を人文の極致と擬たならば今起したいのは即ち革命の劇である(革命劇の名は其の性質よりとらず譬へば運命劇性格劇悲喜劇等と其の類を異にするたゞ、対照上より名けたと言ふに過ぎぬ、今の正劇新劇等の名は全く無意義で半文銭に値せぬ)

一切を呪ふ惡魔の姿、万有を打破する颯風の響、理想の建設には時まだ早い、心物一切の超越的大革命の急先鋒として茲に革命劇を起したい、名を國民の發展に藉りて数人の私欲を尤さむとする没人道なる帝國主義、幾百万の人類を奴隸の無味義に陥擧せしめ替てふ虚榮の妄想を養成し人間の美性を銷磨せしめて黙却に墮落せしむる戰國主義、仏陀の眞精神を遺却して自利にこれ波々乎、日も尚足らぬ憐憫むべき愚夫愚婦の眞情を財源として悠々たる僧侶輩、基督の淨潔を汚し陋劣なる旧信仰に追隨して徒らに救済を説く宣教師牧師輩、下級の細民精勵勉むれどもよく成すなきを利として、縦にその自由を縛し苛酷なる労働を課して以て巨大の利を贏ち得んとする資本家富豪、朦朧社振の文字を羅列して何等人生の主観なく、自然派と称しデカタンと叫ぶ遊食の逸民別名所謂文学者輩、如是等の主義人種の頭上に黒旋風を捲き起すもの、妾の革命劇はこれである。

一千数百年の古、土着の民として勇猛比なき

熊襲氏の都吾が熊本は革命劇を起すの地として美に適當で、殊更に中央の都を撰ぶの用もない、背景、音楽、種々の裝飾及び優人たらむ人々は是等を同好主義の友に求め、また選ぶ、妾は一座の女優として其實を盡さうと思ふ、演ずる劇詩に至つては妾大に自ら恃む所がある、繰り返す千山の紅葉は嚴霜に逢つて瀟丹の色を増す、人文の極致は劇にその神秘の面影を洩らす、革命劇は其の先鋒である犠牲である。大方同好の賛助を仰ぐ。

(こま子)

大なる宇宙に、小なる我身は

木枯の風に倒れよ

自由を地に叫ばずして

人の心靈は何処にか去る

革命の新年

(明治四一年一月一日 第一四号)

東天の曉風一陣颯々地を払へば、塵埃烟雲をなして空に舞ふ、日光赫々万有を照射する偉観こそげに革命の姿なれ

歳月東流の水に帰して浮瀕に等しき人生に新なる年は来りぬ、外には松の緑深く内には梅の董高し、新羅万象眼を新らしうするの時、いかに志士のころは快ならずや

万象の眼りを醒す大砲の音、一たび浦賀の港に響きしより、古木枯れて若葉茂る幾星霜、いつしか春日の歌風になれて人は胡蝶の夢に安せむとす、幾度か年は去り年は来れど不道を払ふ革命の来らざるは何が故ぞ

年は今新たまりぬ。筑紫の海原波静かなるのとき、想へや心ある婦女よ、立すや意気ある青年よ、自由の旗を翻へすべき時は来れり。

所謂テンバ婦人の捕縛

(明治四一年二月二〇日 第一七号)

選挙権獲得に熱狂せる英国婦人は先頃より有らゆる示威運動を以て官憲に反抗活躍しつゝ、ありしが此程遂に警官の爲め一連五十四名捕縛せられたりと云ふ、而して日本の新聞は皆な嘲笑を以て之を迎へたテンバ婦人の狂態となす、知らず神州のヨタクノ婦人、御身等は何時までヘナチヨコ男子の奴隸として生殖の器械たらんよりも寧ろ大におテンバたれ、姉妹は既に立てり、躊躇する勿れ

九州の婦人よ

(明治四一年六月五日 第二四号)

東京 守田 有秋

△古代の男女関係

△私有財産制度の勃興

△囚はれたる婦人

△婦人運動とは何ぞや

△英国婦人の活動

△起て男子に叛逆し、起て家庭に謀叛せよ

△九州の婦人諸君よ、私は古代の男女関係より

△起て男子に叛逆し、起て家庭に謀叛せよ

社会が一個の大家族であつて、一夫一婦の制もなく、離婚や群婚と云ふ制度があつて、家族制度と云つても、母親の本能性のみを基礎として居たので、婦人の権力なるものは絶大無限なものでありました。

當時に在つては、女は血統の證明者として、家庭の監理者として、農工業の發明者として、決して男子の權威に屈従したるものではなかつたのでした。

然るに古代の新思想家が、私有財産制度なるものを考へ出し始めて以来、男女の関係は俄然急激なる変化を来しました。

◎私有財産の觀念一度社会に起るや、強力なる男子は、手当り次第に有ゆる財物を私有した上に、彼は終に自分の半身とも稱す可き女子をも私有して財物として了ふ様になりました。茲に於て奴隸制度起り、掠奪結婚起り、社会には種々の悲劇が演出される様になりました。

斯くして時代の進むと共に、男子は益す女子を圧伏する様になり、女子は男子の爲めに生存し、男子の爲めに労働し、男子の爲めに生殖する様になると共に、他面に於て男子は、彼女を台所に押し籠め、或は閨房に幽囚し、女子の性を弄んで、毫も省みる処がないと云ふ状態を現出しました。然し男子は強力を以て斯の如き我尽勝手を爲て居るに拘らず、少し女子にして不貞の事あれば、彼女を家庭より放逐して路頭に迷はしめられた、女子たるものは家庭に捕はれて男子に屈従する

か、然らずんば放逐されて路頭に迷ふか、二者何れか其を選ばねばならぬ様になつたのです。

◎男子に権力の移ると共に、女子は家庭に押籠められたか、百年二百年三百年と時代の経過するに従ひ、頑健なりし昔時の體質も次第に変化を

来し、遂には昔時の様に、男子と共に仕事をすることを出来なくなつたので、女子は益々男子に依頼して衣食せねばならぬやうになりました。従つて男子の權威は益々増長する許りです。其結果女子は益々境遇に甘んじて、家庭の天地に踞踏し、泣きながら何事も「御無理御尤も」で過ぎねばならぬ様になつたのです。

◎今でも家族制度や、法律や、宗教や、道德習慣に、皆な男子の味方をして女子を平等のものとして待遇しません。否な有ゆる制度、有ゆる道德は、寧ろ女子の敵となつて、女子を束縛して了つて居るのであります。

那威の塑像家ステファン、シンデングは近代の大美術家であり、彼が数十年間に作つた塑像の中に「囚はれたる母」と云ふ作物があります。其には囚はれたる一人の婦人が、裸体のまゝ、後手を縛られて、顔には悲痛の色を浮べながら、尚ほ、乳房に縋れる児供に乳を吞せて居る処であります。

今の婦人の境遇は恰度是であります。家族制度や、因習道德や、宗教や、周囲の境遇に束縛せられて、胸に万斛の悲を懐きながら、尚ほ、児供の世話をせねばならぬと云ふ地位に居ります。然し是が果して婦人の永遠の運命でありまじやうかあゝ、侮辱、鞭笞、迫害、奴隸、是れ等のものに堪えてまでも、尚ほ「家庭」は愉快なのでありますやう、尚ほ「生活」は嬉しいのでありますやう。

◎茲に於て一部の婦人間に、男子に反抗ある運動が起りました「婦人運動」なるもの即ち是であります。此の婦人運動は二個の方面を有して居ります。即ち婦人解放運動(前記の如き事情の下に束縛されたる婦人を自由にせんとする運動)と、

婦人選挙権獲得運動であります。此の運動は何れも、社会主義運動の中枢となつて居る程、一般社会主義者より重大事なりと認められて居る事でありまして、欧米諸国の婦人達が現に運動尽瘁してある処の事です。独逸のクララ、チエトキン女史(平等新聞主筆)の如き、米国の炎魔ゴールドマン女史(マザー、アース雑誌主筆)の如き何れも熱心なる婦人解放運動の翹楚であります。

◎婦人選挙権獲得運動には、制限選挙と普通選挙を主張する二派がありまして、現に英国の貴婦人達が運動して居る事業の如きは、社会党の賛成せざる処であります。兎に角、其の運動の熱烈真摯なるには何人も感服せざるを得ない処です。最近に英国政府より提出したる選挙法改正案中にも婦人の選挙権を認める条項が含まれて居るとの事ですが、兎に角彼等の運動振りは、中等階級の婦人に一寸見られぬ目覚ましいものであります。

最近彼等が行つた運動には、種々な婦人が加つて居りましたが、中でもドラモンド嬢の如きは、トラフアルガーの社に於て、巡査と大争論をや、ウエラ、ウエントンウオウ嬢の如き拘禁されたる監獄内の壁上に、白墨を以て堂々たる婦人選挙の大論文を書き立て、更に罰を加へられたとの事であります。其他馬車上に於て大道演説を試み、或は首に集会広告の板をぶら下げ示威運動を行ひ、或は議院に闖入して巡査と大喧嘩を遺るなど、却々想像以上に盛んなものです。

◎英国に斯くの如くありますが、芬蘭、アメリカ、ニューズランドの婦人連は已に選挙権を得て居ります。現に昨年、芬蘭に於ては、十九名の女子が議員として議院に選出されました。私共は、議場に於て事をなすの、甚だ功なきを知るものであります。然し兎に角婦人が自家の

権利を伸張すべく、自己の境遇を改善すべく、自ら起つて、有譽男子の間に侃侃の言をなす事は快事とするものであります。

殊に芬蘭女子議員十九名の中、数名は、嘗て雇はれて人の家の下傭であつたとの事ですが吾々の之を聞いて痛快に感ぜざるを得ないのです。

◎今や是等の運動が、数年前の如く形式的な運動ではなくして、全く革命的色彩を帯びて来た事は、最も注意す可き事柄であらうと思ひます。殊に工女や、女中や所謂平民の婦人が、實際に此の運動に従事して、欧州諸国の婦人運動を、女子の独立的運動にさせたことは、最近社会主義運動の誇りとす可き事であらうと思ひます。

あゝ九州の姉妹よ、卿等何時迄家庭に囚はれて居るのでありますか、何時まで男子の惨虐なる桎梏に甘んぜんとするのでありますか、起てよ、起て、家庭に叛逆し、起て男子に謀叛せよ、然らざれば、卿等は百年亦百年、奴隸の境遇に泣かねばなりません。敢て覚醒を促す次第です。

随筆録

(明治四一年六月五日 第二四号)

坂本生

余白が出来たから婦人問題のことを少し書いて見る極く少しだ、編輯室で婦人問題の議論が始まるに松尾は何時でも渋い顔をして、婦人は到底解放されない代物だ、現代に於て婦人は解放されるよりされない方が遙かに楽だ、君等は婦人は男子の奴隷だといふけれど男子も社会の奴隷ではないか、要するに其の奴隷たるや一つだといふ。成程それも一理ある、而し婦人が男子よりも重き荷を背負つて居ることも事実だ、婦人は夫の奴隷たる点に於て一つ奴隷の数が多い、婦人は現代に於て

はどう考へて見ても男子よりも苦しいのだ、僕が一番氣障で仕方がないのは婦人が其の夫に對してあなた、旦那といふに反して、所謂夫が婦人を御前といふことだ。之に對して松尾は恚いふ、婦人があなたといふのは夫を愛して居るからだ又婦人は御前といつて貴ぶを喜んで居ると、此れが所謂「黒手派」の間違だ、現今の婦人の多数は經濟上仕方なく奴隷となつて、所謂愛を「奉」つて居る、中には衷心から愛して居る模範的奴隷が居るかも知れない、又事実あるだろう、然しそれは「御前、あなた」といふ階級的思想が、婦人に先入のとなつて居るからだ、此の事を解し得ずして、御前と云はれるのを嘉んで居るとか、先天的に愛して居るとかいふに至つては、実に言語同断、沙汰の限りだ。要するに婦人は苦しい、男子よりも安楽なことが少くない。だから僕は婦人問題もいつてみる、然し家庭破壊、女權拡張とかいふことをいはないで、直ちに婦人にも無政府共產の革命を懲懲してほしいと思ふ、どうしても積極的手段に出づる外に道はない、終りに松尾が、男三郎とそえとの「袖のしぐれ」を歌つてくれなと哀願するに至つては聊か滑稽だ、今度は反対に波顔をして見たくなる。

彈彈いだけの少女

(明治四一年六月二〇日 第二五号)

尾 前 翠 村

「微笑みぬ——
真暗に響くか、足音ひくう
ともすれば——揺蕩ひや足のよろめき
婦女身の衷心のふるへ
身肉の優しうも堪えて
不安の色や、前後を観る」

「真白なる——
腕にもつか——あゝそは何?

げにそは何? 人呪ふ悪魔を呪ふ

断罪の聖手をしふるはん

纖弱の、血ややさしみよ

爆烈弾の手先おのゝく」

「ふり返る——
暗の垂れ幕——後や前なる
輝くか!——ゆらめきの星とも見なん

燃ゆるらよ呪いの血汐、
十八の体内にあふる——
熱よ——恨怨よ——噫その瞳!」

「たとへなは——
大なる暴風雨や、ふくむなるらん

大海の西のそれか
恐ろしの潜力と謀計——
何物も裂はでやまぬ

「たばしるか——
噫、何ものも蓋ふはでやまぬ——」

「弱者に注ぐ、紅の涙
げにそは、火に燃えて——流れ流れて

暴民の彼の頭よ——
優しうも心強うも

「風もなし——
夜は真中なる——噫今此の時

輝くか微笑むか、彼の女そと寄る、
清らかなの、唯清らかなの——
白腕つとひらめくその時

「神よ?! 彼の女に幸あらしめよ!」

友あらざるも

(明治四一年六月二〇日 第二五号)

神 川 松 子

春はくれて机の上の塵も漸くに静めり遠く革命の城門を望んでかすかにほゝ笑めば、衷情ひたすら同志の友を呼んで、俱に城門の鍵を開かむことを誓ふ。されど、あゝされど、誓ひし友に熱血なく丹心なし、唯徒らに主義をかついてチヨツト奇を学ばんとするの徒のみ。熱心の子が到底堪へ得べきの友にあらず。

ああ友にあらず、他人にあらず、師にあらず、唯自ら赤誠丹心を発露せよ、友にあらざるも自ら革命に忠実なれ、他人あらざるも自ら革命に熱心なれ、師あらざるも自ら革命に向つて猛進せよ

菅野幽月女史を想ふ

(明治四一年七月五日 第二六号)

坂 本 清 馬

一千九百〇八年六月二十二日は吾党革命の第一日なり。此の日に在る同志諸兄弟は猛烈なる活動悲死なる戦闘の後、遂に敵の毒手に捕はれぬ、中に余が親愛なる菅野幽月女史もありたり。

女史は名を須賀子と呼び、芳紀正に人生の半は過ぐ。性艶麗優美、常に其優しき心藏を以て人に接す。而かも其革命を絶叫し、直情径行、資本的悪組織を絶滅し、資本家的政府を転覆せんとするの大胆なる精神に至りては、実に露国革命婦人の概あるものと云はざるべからず。之れ女史が哀々たる労働者を其の悲惨より救出せしめんとするの心情に外ならずして、女史や実に労働者の慈母と云ふと雖とも亦過言にあらざるなり。

余の女史と交を結びたるは旧臘九月の初めにし

て、女史は其の肺疾の爲めに惱され余は余の脳病と眼疾と聞かひつゝありし時なり。爾來數閱月、短は即ち短なりと雖も而かも其胸襟を開て革命を談ずること數十回、未だ曾て余を指導せざることあらざりしなり。女史一日余に語りて曰く、「妾肺疾の冒す処となりて身羸弱神氣沮喪多く爲す能はずと雖ども而かも革命の犠牲たるを懼るものにあらざるなり」と、以て女史が意氣の旺盛なるを知らるべし。余は是れより女史を敬慕するに至り、女史と俱に社会革命の殉道者たらんことを誓へり。

今や女史は、其の肺疾の身を以て獄裡の囚人となる。半宵悪夢より醒めて皎月を眺むるの時女史や果して如何の感かある。

女史の夫君荒畑寒村兄書を余に送りて曰く、「余は無政府共產の革命の最初の殉道者たり得たるを衷心より感謝す、然れども俱に囚はれて来りたる菅野——肺病の女子と男子と、余は臆寸断するの感なきを得ざるなり」と、誰れか是れを聞いて泣かざるものあらんや、女史の爲めに、夫君の爲めに。然れども侮蔑の声は口より口に反響し、嘲弄の叫びは雷の如く轟きたり。而かも「二十二日の叛逆」、そは資本家を以て戦慄せしめ、政府をして驚駭せしめ、全世界をして震撼せしめたるの行爲なり。然り「十四名の同志」其の名は永久に朽つること無く、女史の勇敢なる行爲、壮烈なる活動は永く革命史上に錦繡の光彩を放つたらん。唯だ請ふ女史が其一日も縛に自由なる身となられ、再び余等の爲め革命の爲に奮闘されんことを。

〔通信〕

（明治四一年七月五日 第二六号）

大杉 保子

柏木はまるで火の消へたやうです、淋びしいとおはなしになりませぬ。幽月さんはお気の毒です、しかし病監にはいつて居ますから、シヤバに居て苦しんでるより良いぢやありませんか。疲れ切つた後の留守番なんぞするよりはね。（六月廿八日）

広島より〔抜粋〕

（明治四一年八月五日 第二八号）

一読生

（……）
▲過ぐる六月廿二日、我々の犠牲となりて名譽の入獄をなしたる神川まつ子女史は、もと本市の女学校出身なりしを以て、同校は文部省より一本頂戴したる由にて候が、余り騒いだ話ではなく、否、非社会主義者たりとも本市より斯る女傑の出でたるを喜ぶが当然と存せられ候
（……）

赤旗事件公判筆記

（明治四一年八月二〇日 第二九号）

有生

▲公判第一日（八月十五日）
千九百〇八年七月廿二日、東京神田錦輝館前に於て十四名の同志に依り行はれたる所謂赤旗事件なるものは、当時資本家新聞の捏造的報道に依り、全く社会に誤傳せられたり、本筆記は八月十五日東京地方裁判所に於て開廷せられたる公判筆記なれば、事件当時の事情及事件の真相を知るに

最も正確なるものなり。（八月十六日、東京、有生）

八月十五日午前九時、十四名の同志に対する治安警察法違反、官吏抗拒事件は、東京地方裁判所第一号法廷に於いて満田検事立合島田裁判長に依り開廷せられたり更めて記す、当日の被告左の如し

- | | |
|-------|-------|
| 堺 利彦 | 山川 均 |
| 大杉 栄 | 荒畑 勝三 |
| 宇都宮卓爾 | 森岡 永治 |
| 徳永保之助 | 佐藤 悟 |
| 百瀬 晋 | 村木源次郎 |
| 菅野須賀子 | 大須賀里子 |
| 神川 松子 | 小暮 礼子 |

当日四名の婦人に對して弁護士、部喜太郎、井本常作の二氏、何も同情を以て弁護の勞を執らるゝ可く出席せられたり。例の如く被告の原籍住所及び前科等に関する質問ありて後、裁判長は一般に對て次の訊問をなせり。曰く、

被告等は七月廿二日石川三四郎の主催に係る山口義三の出獄迎会に赴き、開会後同日午後六時「無政府」及「無政府共產」と記せる赤旗を翻し、場外に出で、無政府党万歳を絶叫し、亦是は「革命の歌」を高唱したりしや。

是に對して先堺利彦君は「余等ら赤旗を翻せし事なく、亦「革命の歌」を唱へし事なし。余の場内に居りし際同志の一人が、門前に混雑ありと報じ来りしより、馳せ出で見たるに同志と警官の間に騷擾開始されて居れり、

裁「被告は無政府主義者なりや」堺「否な余は社会主義者なり」裁「無政府共產なる語を用ひし事なきや」堺「共產なる語は社会主義者一般に認められ、且つ信じられ居るも、余は自ら進で未だ

無政府なる語を用ゐし事なし。次に裁判長は山川均君に向ひ、前同様一般の訊問を發し、山川君は是に對して、山「余は旗を會場に持参せず然し」「革命の歌」は會場にて歌へり」裁「被告は無政府主義者なりや」山「自ら無政府主義者なりとは言ひし事なきも、無政府主義の説明如何に依つては、社会主義者は何れも無政府主義者と言ふも可なり」裁「被告の會場を出し時赤旗を見たりや」山「旗は一本高等商業学校の方にある見たり」

大須賀里子女史に對して前記の訊問あり女史は、「歌も歌はず、無政府党万歳も叫ばず」裁「旗は被告の出し時何れに在りしや」大「高等商業学校の前にて巻いてありしを見たり」裁「被告は無政府主義者なるか」大「社会主義を研究し、社会主義の傾向を有するも、未だ主義者としての資格は無からんと信ず、無論無政府主義に關しては、充分の知識なし」

裁判長は、更に百瀬晋君に對して、裁「被告は旗の製作及之を會場に持込む事に關係せしや」百「關係せり、宇都宮、荒畑、佐藤等と共に旗の製作に従ひ、自ら革命と記せし旗を會場に持込みたり」裁「閉會の際に、無政府党万歳を叫び、革命の歌を唱へしや」百「万歳を叫び歌を高唱せり」村木君に對し裁判長は同様の訊問をなす、同君は簡単に其の通りなりと答ふ、裁判長は更に、裁「被告は旗の製作に關係せしや」村「基督敎社会主義者は無政府主義者なるか」村「基督敎社会主義者を以て任せしも入獄後無政府主義に傾き來れり」裁「革命の歌を叫び万歳を叫びしや」村「万歳を叫ばず、然し革命の歌は唱へたり」

斯て裁判長は、精衣を纏ひ、眼光爛々たる大杉栄君を呼て立たしめたり旗の製作に關する訊問あるや、大杉君は「旗は余の発意にて余の製作した

るものなり、何人にも相談は為さざりしも、偶々來りし荒畑、宇都宮、山川等に意志のある處を漏せり」裁「然らば被告も亦旗を會場に持込みし一人なるか」大「余の會場に赴かんとする時、旗はミシン屋に依頼して製作中なりしかば、余は是を荒畑等の同志に依頼し、後刻會場に持参する様請托せり」

裁「被告は閉會の際、旗を會場外に持ち出せしや」大「持ち出せり」裁「革命の歌を唱へ無政府党万歳を絶叫せしや」大「大に然り」

荒畑寒村君に對して訊問あるや同君は、「旗の製作にも多少關係し、革命歌を唱へ、無政府万歳を叫びたり」裁「被告は旗を持って場外に出しや」荒「一本の大旗を持ち出て出るや、突如として巡查現はれ旗を奪取せんとせり」裁「無政府党万歳を叫び革命歌を唱へしや」荒「場内にて大に遣れり」

佐藤悟君は同様の訊問に對して、佐「旗の製作に關係し、無政府党万歳と革命の歌は卒先して叫べり」裁「被告の出し時に場外にて混雜は無かりしや」佐「余り混雜は無りし様なり」裁「被告は無政府主義者なるか、社会主義者なるか」佐「無政府主義も社会主義も頓極の目的は同一なり」

徳永保之助君森岡永治君に對しても同様の訊問あり二君共に「旗の製作には關係せず、革命歌を唱へ、無政府党万歳を絶叫せり、主義としては無政府共產主義を抱懐して居る」

宇都宮君は訊問に對して、宇「旗を製作し且つ持込たり」裁「旗を場内に持ち込みしは他派の社会主義を困らす為めなりしか」宇「否、自家の旗幟を鮮明にせんか為めなり」

次で小暮レイ子女史の訊問に移るや女史は「自分は目下社会主義の研究中なるが故に、未だ無政

府主義に就ては分明に理解せず」

神川女史は「場外に出し時、高等商業学校前に於て騒擾を見たり。主義者として自分は、社会主義者無政府主義者其の何れとも決せず、近き將來に於て發表するの機会ありと信ず」

菅野幽月女史は「自分は最も無政府主義に近き思想を抱持し居れり」と答へ、次に裁判長は更に左の如き一般の訊問を發せり。

巡查大森蒙太郎が、被告等の翻せる赤旗を見て治安警察法違反なりとて、掲揚するを禁止せざりしや如何。是に對して山川、大須賀、百瀬、佐藤、徳永、森岡、宇都宮の諸君は何れも、禁止命令を受けざりし旨を答弁し、第一の旗手大杉君は左の如く答弁せり。

大「同志は會場に居たりし間、無政府党万歳を叫び、革命の歌を唱へしも、場外に出づる時最も静肅なりしに拘らず、門を出づるや忽ち一名の巡查飛び來りて「旗を巻け」と言ひ様、赤旗に手を掛けて奪はんとせり。されど余は何等の命令も受けし事なし」

第二の旗手荒畑君は、「門を出るや、突如として三、四名の巡查飛び來りて、旗を奪はんとせしより、余は何故奪はんとするか、理由を示せ、理由を示さずば旗は渡さしと争へり、然し何等の禁止命令にも接せず」云々、

此日炎熱九十度近くに、延内は百名余人を以て滿され、被告等何れも倦怠苦痛の色ありしかば、裁判長は暫時休憩を宣す。小憩の後、錦輝館退場前後の事実に對する審問は更に進められたり、是に對して何れも左の答弁をなせり、

大杉栄君「前述の如く旗を持って場外に出るや、門外に待伏せ居たる警官は、「旗を巻け」と叫び、強て是を奪はんとす、余は「理由なくして所

有権を取んとするものは、強盜なり」と叫びて争へり、此時統々同志の退場し来るを見し警官は更に他の旗に飛び行きて是を奪はんとしつゝありたり。余は旗を数名の警官と共に引張り合つる中に、警官の手より引離し得れば高等商業学校の方に赴きたり、其の後は、旗の如何になりしや、將た余自らの如何になりしやを記憶せず。

村木源次郎君「余は商業学校の前にて、大杉君の旗を攫み、大杉君に助力せしが、同君の放せし後、互に旗を奪ひ合つる中に警官数名に依て捕へられ神田警察に送られ其の後旗の如何に成りしかは之を知らず」

神川松子女史「高等商業学校前にて、奪ひ合せる「無政府」の旗の方を、警官と同志の承諾の上にて、自分が預る事にして一先づ仲裁をなし、聽て其を更に大杉夫人に預け、錦輝館前に赴かんとせしに、早や神田署に拘引せられたる人ありとの事聞きしより、菅野スガ子と共に神田署に面会に赴けり。然るに神田署にては面会を謝絶せられしかは門外に出でしに、恰も門外にて旗を奪ひて今しも帰る来る二名の巡査に会追せり。自分は其一名の警官に向ひ「其の旗は先刻警官承諾の上にて預りしもの故返付されたし」と求めしに、一名の警官は突然菅野を突き飛ばし、他の一名は自分に向ひ「貴様は顔に覚えがあるぞ」と言ひ様忽ち自分を捕縛せり、菅野を突き飛ばせし巡査の顔は三角なりき」(哄笑廷内に起る)

菅野幽月女史「今神川松子の述べし処と略同様なるが、自分は警官が、旗を渡さぬ故理由を訊きんとする間もなく、突然突き飛ばされ、且つ、非常なる暴力を以て腕を捻じられ、警察の門内に引かれて行きたり」

荒畑勝三君「大杉に稍遅れて錦輝館の門を出

や、突然門の両側より三、四名の警官現はれ、飛び走りて旗を奪はんとす、「何故奪はんとするの理由を示せ」と迫りしも其には答えず、警官等は旗を神田署の方に引き行かんとして、其の中に百瀬君来り、自分と協力して旗を取られじと争ひしも、新に警官二、三十名加はり来る吾等二人を包圍して旗と共に神田署へ引き摺り行けり」百瀬君も略同様の答弁をなしたり。

斯て裁判長予審決定書に依り更細密なる審問に入りしか、大杉君は決定書に記しある、官吏抗拒の第一の理由を否定して、大「余は巡査の脾胃を突き亦是は毆打したる事なし」と弁じ、森岡君は大森巡査の指を噛み付き負傷せしめたりと云ふを否認して、森「大森巡査は指を噛まれて恨骨髄に徹し余の後を尾行し來りて捕縛せりと言へども、余は大森巡査に捕縛されしにあらず」と述べ、塚氏は赤旗奪合に關連せりと云ふ事実を否定して、塚「余は神川女史と共に巡査及同志に注意して双方合意の上、旗を神川女史に預くる事にせしめしもの、官吏は抵抗せし覚なし、亦余は何等も抵抗するの意志すらなかりしなり」と弁じ、次で百瀬君は決定書に記しある「小林巡査の左腕を咬み」云々の事項を否認し、佐藤君は官吏に抵抗せしと云ふ事実よりも寧ろ官吏の爲めに肩、指、頭部等に負傷せしめられたる事実を述べ、更に衣服の両袖をモギ取られ背部より数名の警官に毆打されし理由を語る。山川君も亦決定書に記せる官吏抵抗の理由を否定して

山「余は閉会後美土代町青年会館の方に赴かんとせしに、商業学校前に於て騷擾のあるより引き返し行き見たるに、同志と警官が赤旗を渡し渡さんと争ひ居れば、余と塚君は其の双方を慰籍し、赤旗は婦人に托する事となし、奪ひ合は

一先づ茲に落着したり。余は此処に止るの要なれば將に家に帰らんとせしに恰も神田署付近に於て一団の群衆喧騒せるより驚きて行き見たるに、其は佐藤君の引致されし後なりしなり。依て余は再び帰途に就かんとて引返せしに、突如として一隊の警官現はれ何故か余を捕縛せり、余は警官に抵抗せず、亦断じて赤旗に手を触れたる事はなし」云々と述ぶ。

大須賀女史は曰く、「神川松子が旗を預る迄は自分は唯傍觀し居たるが、神川は更に錦輝館前に行きしゆえ、自分と大杉夫人とは旗を巻て帰路に就かんとし、七、八間程行く中に警官來りて無言にて旗を奪ひたり。旗は同志も仕難ければ黙し居たる責任ありたれども、如何とも仕難ければ黙し居たり、旗に自分の関せし処は唯だ其れのみなり」

小暮女史は予審決定の事項を否認し「自分は警官に唾を吐かけし覚えなし、唯だ村木の旗を持ち居たる際神川と共に同志に注意をなせしと、巡査が暴力にて引張りしゆえ其無礼を責りしとのみなり」

宇都宮君は曰く「余が荒畑君の旗竿を攫みしは事実なれども、警官の胸を押たりと云ふは決定書の誤りなり。余は抵抗せしにあらで寧ろ警官より咽を締められ腕を縛されたり」

徳永保之助君は「大杉夫人と大須賀女史が預りたる旗を持居たる際、一人の警官は突然横合より其の旗を奪へり、余は之を取り返さんとせししも遂に奪はれたり。止むなく余は山川君と共に帰路に就んとせしに一隊の警官突如として現はれ来り余を捕縛せり」神川女史は再び「自分は裁判は始てなれど茲に疑はしき事一つあり予審調書に自分及び子が高等商業学校前にて巡査の赤旗押取り行為に抵抗ししが子は瀧沢巡査の着衣を掴み抗拒

したなど記載しあるは全く調ざる事を記載したるものにて事実無根なり斯く無根の調書を作るは罪人を製造するに巧なるものと想像せらる」と言ひ、頗る冷笑せり

是にて略審問を終り、裁判長は予審調書(数十名の巡査の口供に拘る)を読み聞せ是に對する各被告の弁明を聞けり。

当日の重なる弁明左の如し

山川均君「判官、諸公、後藤なる一巡査は余の背後に尾行し來りて余を捕縛せりと予審廷に述べれども、他の場所にては被告佐藤悟か抗拒せしゆえ同人を捕縛せる様に述居れり、然ども、余が商業学校前より神田署付近に來りし際、恰も佐藤は後藤巡査に捕はれ行きし後なれば余の同巡査に尾行され且捕縛せられしと云は誤りなり亦後藤巡査が同一人にて、殆ど、同一時に異なる場所にて余と佐藤を捕縛するを得可き道理なし、滑稽至極と云ふべし。殊に佐藤の捕縛されし時は衣服の両裡をモギ取れ、襟を破られ、且負傷すらせりと云へば、本事件中最も顯著なる事実なるに、前述の如き滑稽なる口供調書の相違あり、以て全般を押すに足らん」云々(此時檢事閣下の顔少しく動き傍聴せる群衆の唇に一種の笑を見たり)

森岡永治君「裁判官諸公、余は大森巡査の指を囓四日間の休業を要するまでの負傷をせしめたりと調書に在ども、同巡査が、余の被れる帽子なりとて此處に提出せる証拠品は、余の全く見覚えなきものなり、余は一個の帽子にて満足す二個の帽子を要せず。彼の當時被りたる一個の帽子は、目下東京監獄に在り、是等の事実を以て見るも如何に警官が事実を捏造するに巧みなるか知るに足らん。尚ほ同巡査を負傷せし際、何れにて何時負傷せりとも覺せずと予審廷に述べしにあらざるや既に

何れに於て、何時負傷せしとも記憶せざる程の類なるに何故加害者の余なる事を知り得たるや、不思議なり。且つ余は虫歯を患ふるものなり、人に食ひ付きて四日間の休業をなさしむる程の資格を有せず」(哄笑起る)

大杉栄君「判官諸公、吾等は面会を禁止せられ、書信の往復を断たれ、犯罪に就て会談相談の上答えをなす地位にあらず然れども彼の數十名の巡査は、被告の罪状を造る可く、自由に相談し、自由に擬議し、自由に捏造するの地位に在れりされば彼等の口供になる百の調書も、千の調書も、何等の信憑たらず、唯一の空文のみ、諸公幸に是を諒とせられん事を」

神川松子君「唯今読み聞されし一巡査の口供には、自分が大須賀と共に商業学校前にて行動を共にせりとあり、亦他の一巡査の口供には、菅野と共に神田署前にて行動せしとあり、自分は、一人なれば、羽翼を有せざる限り一時に三十余も隔りたる場所を短時間に馳け歩け能はず、殊に或る巡査の口供には自分が、襟に時計の銀鎖を懸ける由を記しあれど、自分は当日鎖をも時計をも有せず、是等事実の相違より見るも如何に巡査の口供の馬鹿馬鹿しきかを知るに足らん」云々

尚ほ是等弁論の後には塚、神川、山川等数名の被告より證人として大杉保子及巡査横山某を喚問されん事を申請し、是を許可せらる。次回は廿二日開廷と決し午後五時開廷。

此の日幸徳秋水、坂本克水君等新聞記者席にあり、場外には百余名の群衆溢れたり、評論社の新美君、志賀君、清国同志、在京一般同志、何れも朝來より來廷せり。

友を思ふ

(明治四一年八月二〇日 第二九号)

長 加 一部 生

◎長く降り続いてる梅雨がまだ霽れやらす、けふも細雨がシト／＼として雨垂れの音の誠に淋しい日である。語るに友もない病室の、薄暗い窓の下に寝てゐると坐るに彼女の女と會つたことも話した事もないので。唯だ人傳に聞いた所も、彼の女からの二三通の書信とに依つて、彼の女が花の如き佳人であるといふ事と、熱烈なる革命家であるといふ事とを知つたのみだ。

◎探利彦兄が最初に彼の女を自分に紹介して呉れた時には、「露國の上流社会から、その父兄を棄て其の夫と子を棄て、革命者の群に投ずる青年女子が多く出た事は、著しい事実であるが、此の礼子氏の事も聊かそれに似た趣きがある」と。

◎果然 所謂「五月二十二日の叛逆」に於いて、彼の女は「革命」と白く染め抜いた赤旗を擁して、同志と警官との戦闘の真ツ只中に雄々しくも繰進し、力盡きて遂に敵の手に落ち、錦輝館前社会党美人の活劇として、都下の新聞に賑はれた中の一人となつたのである。

◎今彼の女は十三名の同志と共に、東京監獄に繋がれてゐる。近來政府の圧制と迫害とは益々苛酷になつて、音信も面会も嚴禁し、全然娑婆との交際、關係を断絶してゐるそうである。

◎神田警察署から彼の女の送つて來たはがきに、「私共同志の者は遂に警察署に拘留されて仕舞いました。無念とも何んとも申しやうありません。これから暫らくの間、毎日無念の涙を吞まな

ければなりません」とあつた。

◎如何に凄々しき気象の彼の女と雖も、まだ十九才の少女だ、殊に体も余り健かの方でないとか聞けば、全く世の便りの聞けぬ残酷薄なる獄底に、無念の思ひと復讐の念との燃ゆると共に、嗚哀愁の感じと寂寥の嘆きとに、暗涙を吞んでる事であらう。

◎噫嗚て「同良人として同志として懐かしく思ふ」といつて来た我が小春礼子は、けふのこの雨の音を、冷やゝかなる東京監獄の鉄窓の下に、如何に聞いてゐるであらう。「恙なくあれ」とは自分が衷心よりの願いと叫びとである。(七月二十四日認む)

〔通信〕

(明治四一年八月二〇日 第二九号)

金子喜一

拜啓、今後小生の住所を左記に移しました。従来十二層なりし「社会主義婦人」も今回の移転とともに一層発展して十六頁となし、印刷は例の有名な三十万の読者を有する「アンピール、リゾン」新聞の印刷所に依頼し、同時に吾等の永久のホームをシラルト町に移す始末にこれあり候。「社会主義婦人」の読者を少なくとも今年一ぱいには一万人にさし度き覚悟なり、主義の爲め奮進を望む

The Socialist Woman

Girard, Kansas, U.S.A

東京監獄より〔挨拶〕

(明治四一年八月二〇日 第二九号)

〔……〕▲福田女史によろしく序に石川兄戸垣、

其他の同志に。僕は入獄して同志の温情を真に味ひ知つた▲書物の事を頼む、評論を一号から揃へて置いて呉れ、秋水兄によろしく▲諸兄の健康を祈る。

獄中の諸姉

(明治四一年八月二〇日 第二九号)

活石生

▲久しく肺を患ひ、日頃医薬と親んで居て、多くは樽上の人であつたのに、あの奮闘を為された菅野姉のことは、既に克水兄が書かれたから、僕は他の諸姉に就いて知つて居るだけを語る。

▲神川松子姉 姉が熱烈なる婦人革命家であることは誰れ知らぬ人があるまい、僕が姉を知つたのは、丁度去年の四月頃だつたらう、まだ日刊平民が存在して居た時分と思ふ、某氏の宅で、無政府主義者の第一回の会合があつた、僕等は無政府主義を能く知らなかつたから研究的会合にして欲しいといふことを申出た、ところが、ムクツけき殿原の中に、一点の紅を点出せる廿ばかりの婦人があつた、その婦人が、熱烈の弁を振ふて、此会が研究なんてそんなモドカしいものでは無くて、活発々地の行動をする実行の会であると思つて来たのに、誠に残念に思ふと、花の唇より響くのを聞いて僕有暫の五尺男兒も後に墮若たらざるを得なかつた、この婦人革命家こそ誰あらう、神川松子姉であつたのだ、姉の熱烈優健な、詩歌文章は既に同志諸君の熟知せらるゝ所であらう。

▲大須賀里子姉 金曜講演で、金縁眼鏡を掛け、肩から金鎖で時計を吊つた、学生風の婦人が、矢張学生風の二人の連れと来られたのを度々見付けた、次で金曜講演が至るところ会場を謝絶されて、とても公会が出来なくなつたので、某所で同

志者のみの会合をした、丁度有秋兄が露西亞に於ける暗殺主義といふ講演をされた後、この婦人が起つて、私は医学をやつて居るものでありますが、医学の上から申しましても、悪い菌菌、有毒なバチルスを除くといふことは大変よろしいことでありませぬ、モシ一人、一小部分を切除しといふことを恐れ、悲しんで放擲して置きますならば、少時にして、毒は全身に瀰漫して、直ちに死を致すこととなりますから、有毒なバチルスが発生し付着しましたならば、直接除去することにしなければなりません、之れと同様にモシ社会に毒を流す者は暗殺しなければなりません、といふ講話をなさられた、此人こそ大須賀里子姉で、今の良人山川兄がまた果鴨の寒さかと戦つて居た時である。姉は今年開業試験を受けらるゝ筈であつたといふに、とても九月までは帰しそうにも無い、咄! 日本政府よ、汝は吾等が母の技をも葬らんとするか? 姉今廿六嘗て米國に遊びしこともありと

▲小暮礼子姉 姉は芳紀正に十九、在獄諸姉の中最も年下である。姉が家庭に反抗して、出て、社会主義運動の中心といふべき柏木の人となられたのはあの奮闘をされた僅か二月ばかり前、四月の末か五月の初旬であつたらう、そして塚家に寄寓して居られたのである、初め基督教を信じ、後家庭雑誌に依り新思想を得、同雑誌休刊となつたので平民新聞を見て身素封家に生れながら、ラジカルな社会主義者となられたのだといふことである。

▲此暑さに風通しの悪い獄屋の裡、寸時の安臥も出来ず、終日端坐して暮さるゝ諸姉の苦しみはどんなでしょう! 加之、東京監獄は南京虫の問屋だぞうだのに!!

赤旗事件公判筆記(承前)

(明治四一年九月五日 第三〇号)

金曜社旧同人筆記

▲公判第二日(八月廿二日)

午前……検事の論告……

八月二十二日午前九時東京地方裁判所に於て古賀検事十号、島田裁判長により開廷、朝来より傍聴席に押寄せた来りし群衆は約四百名と註されり。前回は法廷狭小なりしかば、此の日は控訴院第一号大法廷にて開廷さる、群衆中には廻町署等より派せられたる刑事巡查多数傍聴し居たりき。十四名の被告人の如く元氣なる面持にて、微笑しつゝ入廷せり。

證人審問に先んじて菅野幽月女史は、裁判長に再応の辯明を許可されん事を乞ふ、蓋し同女史は前回裁判に於て殆ど咯血せん許りの不快を感じ不備の点もありし事とて、斯くは願出でしなり。同女史は、拘引前例の顛末に關し、略神川女史と同様の陳述をなしたる後予審調書を駁撃して曰く、「予審調書には全く跡方もなき事を羅列せり。然も其事たるや到底、病身の自分には出来難き犯罪事項なり。自分が社会主義者なるの故を以て罪の裁断を受くるならば、甘んじて受くべし。然れども、巡查の非法行為を蔽はんが爲めに、犯罪を捏造して入獄を強めんとならば断じて堪ゆ可らず」云々。

次で證人大杉保子君、延丁に導かれて入廷す。型の如き住所氏名の訊問及宣誓ありて、事件当時の訊問を受く、簡單なる答弁ありて、後證人横山巡查入廷す。

此の巡查予審廷に於ては、嘘八百を並べたれども、当廷に於ては多少の実言を交へたり、多数傍

聴者の前にて赤恥を搔ん事を恐れてなるべし、されど大体に於ては、頗る不得要領の答弁をなせり。同巡查曰く「自分の出張せし時は途中に混雑はありたれど、其等には関係せず部署に従つて高等商業学校前に至れり、二名の婦人柳の木の下にて赤旗を推し居り、渡さざる故極力争ひて取上げたり、其の後右二婦人は、自分の後を尾け、神田署に來れり」

裁判長「其の二婦人とは誰ぞや」横山は笑ひて神川女史を指せしも他の婦人に就ては記憶せずと云ふ、然るに高等商業学校前の二婦人は、実は大須賀女史及大杉夫人にして神川女史は当時高等商業学校前にあらざりしのみか、同巡查の尋へる赤旗を取り返さんとて尾け来りし事もなければ、女史は彼れの曖昧なる證言を黙過せず、猛然として起立し、

神川「裁判長! 横山巡查は不得要領なる證人なり、だらう、だらうの證言を以て吾等を罪人たらしめんとするは頗る不都合なり、現に彼の證言に依るも、同一人なる自分が、短小時間に於て高等商業学校の前と、神田署の前の二個所に現はれ居れり、斯る矛盾せる事實は實際あり得可き事にあらず」女史は尚も巡查を追窮せんとせしが、裁判長に制せられて僅に止む。

次で井本弁護士は、横山巡查と共に菅野、神川の二女史を捕縛せし渾沢巡查を證人に申請せしも却下されたり。

茲に於て古賀検事は起ちて論告をなせり。(前号満田検事とせしは誤り)

古賀検事「本件は法律上の論点と成る可き点殆ど之無し、唯だ被告等が、巡查の禁止命令に違犯或は抗拒せしや否やと云ふ一点を、唯だ証拠により裁判す可きなれば、事實の如何を審査すれば其

にて足れり、扱て犯罪状況の証拠を觀察し行くに。

元來三本の旗の中一本は、被告利彦の家に保存し在りしものにて頗る出格あるものなり。亦他の二本に關しては塚爲子、大杉保子、福田英子、木下尚江、巡查大森袈裟太郎等の證言に依るに、爲子及び保子は荒畑、宇都宮、村木、佐藤等が是を会場に持ち行けりといひ、福田英子は荒畑、森岡、宇都宮、徳永が持ち込みりと云ひ、木下尚江は山川、大杉、荒畑、大森巡查は百瀬、荒畑、宇都宮、大杉が持ち込みりと證言せり、之に依て是を觀れば、被告中男性の者は悉く旗の製作に關連せりと云ふべし。

夫れ既に各被告共に旗の製作に關係せるが上に、彼等は何れも「赤旗は吾等の生命なり、故に軽々に渡すこと能はず」と公言し、赤旗を以て主義の表示なり生命なりとせるに拘らず、白昼之を街道に翻して、尚ほ且つ治安警察法違犯たらざるの行為ありと信ずるの氣遣なし。殊に被告中には學者とも言はるゝ人あれば斯る事理の解らざる理なし、必定彼等は当初よりして、是を違犯行為なりと信じて計畫せしものならん。

然れば、是を掲揚せるを見て、警官が禁止命令を發するは當然の事なり。亦被告等は禁止命令に接せずと云ふも、禁止命令は言語のみにて表はさる可きものに非ず、行動も亦法律的行為なり得るなり故に旗を取上ぐる事も於て是を表示し得るに角言語なり亦は動作なりにて、巡查が禁止命令を發せし事は事実と相違なし然も尚ほ其に拘らず被告等は命に従はざりしなれば、各被告共に治安警察法違犯に相当するは明なる事也。又被告等は後にて多数巡查の爲め拘引されしも、当初に於ては、巡查の法律行為を妨害して、高等商業学校前

まで引摺り行きしは事実なり、是れ明に官吏抗拒なり。假令彼等は手を出さぬとか或は力を以て違ぬとか言ひ居るを、巡查の行為を不法行為なりて罵れる言葉の反面には、彼等が抗拒せりと云ふ事実を、暗黙の間に自認せるが如し。」

「云々と述べ、小暮レイが疲れて保護を受くる迄に至りしを見れば、抗拒せしに相違なし、亦た堺、山川、大須賀等が是を傍観せしは如何にしも思はず、是亦他の被告同様手出しせしに相違なしと論断し、更に神川女史の行為に對しては、巡查の證言を飽まで楯に取りて、

檢事「マツ子は巡查と被告の間に立ちて仲裁の勞を取れりと云ふも、法律の執行を為しつゝあるに執行官に對し。仲裁を行ひ得る理由なし、仲裁と稱するも、実は無法なる腕力を以て、押収せんとしつゝありし旗を、警官の手より、奪取りしものに相違なし」と述べ、最後に檢事「是を要するに、主觀的に、將た客觀的に觀察するも、被告等の罪は予審判決書に記載される罪状に全く相当するものと云ふべし、殊に、被告等は飽までも現代の制度と闘ひ、主義を實行せんとするものなれば頗る累犯の危険あり。是を捨て置く時は、現代の社会に一大毒害を流すの恐れあれば、宜しく今に於て嚴罰を加へ法律の許す限りの極刑に処せられん事を希望す」。檢事の論告ありて後裁判長は一時休廳を宣す。

午後……弁護士及被告の弁論……

午後再び開廷、四婦人の弁護士井本常作氏の弁論あり曰く、

「本件は至極簡單なり、参考人なる警官が、自分の事すら、明確に言ひ得ざる程なれば、判官諸公は、直接事件に關係せし被告の言を信じて裁判さるゝの外無るべし。本件に關係し四婦人が旗の

持込み及び奪合ひに關して、何等援助を与へし事あるに拘らず曖昧なる警官の證言を根拠として判事が予審を終決せられし事は、弁護人の遺憾とする処なり。

先づ小暮レイに就て言はんには、終決書には同人が唾を吐きかけ官吏に抗拒せりとあり。然れども、官吏に唾を吐きかけし事が、果して官吏の職務執行に抗拒せりと云ふを得可きか、殊に虚弱なる被告は多数群衆の中に入出し、不快を感ずる迄に至りしと云ふに、如何ぞ能く官吏に抗争し得るの實力あらんや、且つ警官は既に旗竿に巻き付けたる旗を奪はんとしせしなれば、正当なる職務の執行なるや否や頗る疑はし。

大須賀サト子に就ても亦治安警察法及官吏抗拒罪に相當す可き罪状を認め得ず被告の旗を持ち居りし時に、已に竹竿に巻付けありしなり、巻きたる旗を所持するは、巻きたる旗を懐に収めたる何の選ぶ処あらんや是を奪ふの権利は決して警官と雖も有せざるべし。然も尚ほ被告が、巻きたる赤旗を所持せしを故を以て治安警察法に關はるは不当と云ふべし亦被告が警官に抗拒せる事はなし。抗拒とは擧ぐとも二個の力の相反発せし時に非されば成立せず。嬰兒が力士常陸山に對して力を角するも是は決して抗拒に非ず、殊に被告は、無意識の中に旗を背後より奪はれたりと云ふに非ずや、無意識に旗を奪はれたる被告が抗拒罪に關はるは、有り得可からざる事也。

神川マツ子菅野スガ子二人に就て言はんには、被告等は恰も自由に合議せしが如く、全く事実の誤りなるを弁明し居れり、二人の口供に對しては何人と雖も寸毫の疑を挟むの余地なし。檢事は、法律を執行せんとしつゝあるものに仲裁を存し得る理由なしと論告されたるも、弁護人の見る処に依

れば、仲裁は飽まで仲裁なりと信す。

尠くとも神川が警官と同志の間に立ちて仲裁の勞を取りし間には、被告に共犯の觀念無りし事は争ふ可らざる事実なり亦被告等が横山巡查に對して、口頭にて二、三反抗的言語を弄せし事ありとするも其は暴力を以て抗拒せしにあらざる限り官吏抗拒とは言ふを得ず。願くば公平なる裁判に依り、無罪の判決を与へられん事を乞ふ。」云々。右に次で弁護士卜部喜太郎氏の弁論あり、氏は壯重なる態度にて次の如く弁論せり。

卜部「本件は社会黨員と巡查の旗取りに初りなり、又旗取りに終れりと云へし。至極事件は簡單

既に被告等は赤旗の掲揚に對して、禁止命令に接せずと云ひ證人の巡查十三名も何れも禁止命令を知らずと云ふ、唯だ一名大森巡查が禁止命令を發せしと云ふも真偽疑はし。先刻証人に喚問されし横山巡查は、兎角神田警察署を代表して証人に出延せしならんが、予審廷とは全く相違せる不得要領の證言をなせり。今茲に十三名の巡查を証人に喚問するも、十三名の横山巡查が、立ちて、十三個条の不得要領なる證言を為すと何の選ぶ処無れば、成程予審の決定書は文章は巧妙ならんかたれど、全然虚偽の證言と云ふ外なけん、虚偽の證言を以て被告の罪を裁判する能はざるは事明の理なり。

なれど一步を譲りて、本弁護人は後に禁止命令のありたるものとして論せんに元來治安警察法第十六条の命令を發して若し被告等が是を用いざりし時には、警官は直に同法第二十九条に依り是を捕縛拘引すれば事足れり、何を好んでか運動會の如く、旗取りなどをする必要あらん。亦警官等は旗を奪ふの権利を有せざるなり。

兎に角被告等が錦輝館の門を出るや、巡查の如き帽子を被り、巡查の如き制服を看け、然も巡查の如き洋剣を吊りたる一隊の暴漢、突如として現はれ出で、行きなり被告等の所持せる赤旗を奪取せんとせり、被告等は大に驚きて是と極力争ひしも多数の爲め遂に敗北して警察署へ引き摺れ行かれたりとせよ、而して、被告等は遂に監獄に投せられたりとせよ、其は甚だ奇怪なる出来事にあらずや。然も本件は実に斯の如き次第なりしなり唯だ行政法に依りて旗を一時預り得る場合はあれども、其の場合は今回の場合にあらず、然も實際旗を奪はんとせしは、行政官庁にもあらず、行政官にもあらず、一大森某及其の他の十数名なりしに非ずや。若し仮りに被告等が赤旗の代に数百円の金子を所持せりとせよ、而して警官の服装せる一隊の暴漢が之を奪取せんとせしものとせよ、事件は如何に成行可きや。本弁護人は警官が何の法律の条文に依るも、他人の所有物に手をかけ得る何等の権利を有せずと信す。唯だ前述の如く警官等は治安警察法違反にて被告等を捕縛し引致すれば事足りしなり、手柄顔に旗を取る必要もなく、亦取り得るの権利も無りしなり、斯く論じ来れば十数名の警官の行為は不法行為なり無論、被告等が是に對して防衛せりとて官吏抗拒罪を成立するの理由なし、曲は彼に在つて、我に存せざればなり。本弁護人は以上の理由の下に被告の全部が無罪の裁判を与へられん事を希望す。

最後に検事閣下は、社会主義者は累犯の恐れあれば、厳罰に処せられたしとの事なりしも、法律は一視同仁にて、罪なき者を罰し得ざれば、判官諸公には充分冷静なる御判断を乞ふ、殊に、唯だ徒に、主義者を牢獄に投じて、彼等を鎮滅し得たりとなすは大なる誤解にて、寧ろ笑ふ可き、姑息なる社会主義者の取締法と云ふの諛りを免れず、充分沈重なる御裁決を乞ふ。」云々。

卜部氏の弁論は多大の感与を傍聴者に与へたるが如し。兎に角近來の大弁論にして一言一句の忽にす可きもの無りき。吾等は深く井本、卜部兩氏の厚情を感謝す。

次に塚利彦君等数名の各弁論は判官の指名の下に行はれたり。左の如し。

塚利彦「検事の論告に依れば、被告は社会主義者なるが故に厳罰に処せよとの請求なりしが、若し、社会主義者なるが故に罰せらる可きなれば、被告等は甘んじて刑に服すべし。然れとも法律には、「社会主義者となるものは罰すべし」と云ふ名文も見受けず。然るに理由なく、徒に、厳罰に処せよとは甚だ奇怪至極なり、寧ろ失笑に価せずや。又検事は「無政府」なる文字に重きを置き、何等文字の内容に就て罪を問ふ処あらざりし、若し無政府主義者なるが故に罰せらるゝならば、則ち可なり、然れとも若し文字の内容に就て問罪を異にするが故に、断罪するに於ても亦多少の相違ありたらんと信す、惜い哉、検事に判官にも、何等の御質問なかりき。被告の考ふる処に依れば、無政府主義も社会主義も、其の内容に依りて同一なりと思ふ。或者は便宜上社会主義と云ひ、或者は無政府主義と云ふ。然るに内容に論及せられしに於て厳罰に処せよとは奇怪の事なり。日本本文壇に於て既にニイチエ、トルストイ等の無政府主義の思想伝搬せられ居れり、若し内容を究めず「直に無政府主義」てふ語を罰す可くんば、是等文壇の作者も罰せられざる可らず。

若し亦単に旗を翻えて治安に害ありと云ふ可くんば、彼の広告隊の掲ぐるライオン齒磨の旗

も、クラブ洗粉の旗も治安に害あり。警官は是等の広告隊とも衝突せざるを得ざる次第なり。或は思ふ、今回の事たる山県県の一派で西園寺内閣に對する……」

此時検事は蒼皇として起立し、検事「被告！斯くの如き事は本件に何等の關係なし、若し斯の如き弁論を継続するに於ては憲法の条文に依り、公開禁止をせざる可らず。從容として迫らざる鳥田裁判長も亦「斯る事は言及せざる可らず、否らざれば、公開の禁止を宣言せざる可らず」。茲に於て吾が塚君は巧に論鋒を一転して警察攻撃に及べり。

塚「判官諸公、警察官の言の信を置くに足らざる事は、枚擧するに暇なきが、一例を挙げれば、森岡君を陥れんため、前回当廷に証拠品として帽子を提出して、尾を表はし、時計の鎖を首に懸けたる婦人を神川女史なりと証言して嘲笑を買ひ亦、神川女史が同志に向ひ、「黙殺せよ黙殺せよ」と叫びしを聞き、彼等は文字を知らざるが故に「撲殺せよ」と言ひたりと認む、現に予審廷に於ては、「神川」マツは乱暴なる女なり、我々が撲殺せよと叫べり」など証言せり、豈に牛や豚やにあらざれば、神川君と雖も撲殺するの必要もあらざるべし、(哄笑廷内に滿つ)亦、予審廷に於ては釐針を証拠品として提出し來り、「是にて吾々を突きたり」と捏造的証言を述べたり。思ふに此針の如きも騷擾の後数千の群衆中、何人か一人遺棄せしを拾ひ來つて、斯くは我等に罪を誣ひんとせしなり。之を要するに警官が吾等に利益ある証言は一言も漏さず、若し人を陥擧し得る材料ならば、片言隻句と雖も是を蒐集し來つて、捏造的証言に宛んとしたる其証跡歴々たり。吾等は必ずしも巡查を敵視するものにあらず。彼等も亦薄給に甘ん

ずる・労働者なれば、共に我等平民階級にして、我等の味方なれども、余りに事理を弁へず、徒に政府の代表者となりて其の権力を濫用するに於ては、其の罪断じて許す可らず。吾等は飽まで其の陋劣なる心事と、卑屈なる行為を攻撃せざる可らず。(滿廷水を打ちたるが如く、寂とし声なし)。
塚君は更に

「検事は、余が旗の製作及持込みに關係せしが如く論告せられしも、其の論告たるや如何にも窮せられたる論告なり。彼の「革命」なる旗は余の宅に保存しありて由緒ある旗なりと云はれしも、余は彼の旗の製作にすらも関せず、若し由緒ありとせば、其は余の六才に成る愛児が、常に大道を歩へ歩き、何等故障なく警官の前を通過せりと云ふ由緒を有するのみなり。亦検事は神川マツ子が、仲裁と稱して旗を奪取せり、と論告せられしも、實際仲裁と云ふ事は、今日迄屢々行はれ居たるなり、現に山口義三君を上野停車場に迎えし時の如きも一大騷擾ありて、石川三四郎君が警官と同志の間に絶えず仲裁の勞を取られしは事實なり。亦神田署に拘引されし夜の如きも、我党の士が警官に対して不平を訴へ、喧騒を極め、警官も為めに持て余し、遂に余に向つて、同志を慰撫鎮靜せんことを讀み、初めて鎮るを得たるにあらずや、検事は斯の如き事實あるに拘らず、尚ほ官吏と同志との間に仲裁の不可能を力言せらる、亦検事は、小暮レイが引致せらる、時、余が傍より官吏に手出しせしが如く論告せられしも、全く、さる事なし。若し余にして小暮の傍にありたらんには、必ずや傍観せざりしなるべし。豈に管に小暮のみならずや、茲に共に在る同志にして難に在らば、余は如何ぞ是を傍観せんや、然れども事實余は其処に居合さざりしなり、斯の如き巡査の証言

によりて裁判せらるるは、日本裁判所の裁判を受けるが如き心地せず恰も警察署と云ふ裁判所にて下級警官の裁判を受けるの感あり。

是を要するに、吾等は、何等の罪にも擬せらる可きものにあらざるなり。堂々一時間余に亘る弁論は終了せり、次て山川均君は立てり。山川「判官諸公か、警官の陳述に重きを置かる、は、実に止むを得ざる事なれども、斯く多数の被告か面會書信の往復を禁じ居るに拘らず、事實の口供に対し、符節を合するが如きに反し、警官の証言は殆ど支離滅裂にして、或は時と場所の相違せる、或は同一人にして一時に各処に出没せるなど、一として失笑に俛せざるものなし。思ふに警官は我等の聞取書を徴して後、巧に是を綜合して、事実らしき報告書を作製せしものと思はる。されど、佐藤君のみは警部の訊問に答弁せず、従つて佐藤に関する聞き取り書きなるもの存せざるか故に、非常なる間違をなし居れり。彼の商業学校前と錦輝館前を誤り、白浴衣を着たる余が同君の手に五十銭銀貨を渡せしを、黒洋服の紳士が同君に五十銭銀貨二枚を与へたりなど、当方もなき証言をなし居るも其一例なり。亦前回も述べし如く、後藤巡査は一方に於ては余に尾行して、余を捕縛せりと証言し、他方に於ては、佐藤君を捕縛せりと雖も、其の実は非常なる事実の相違あり。余は一ツ橋交番の前を通過せし時、警官が「君等は錦輝館の帰りのや」と問ひしゆゑ、然りと答へしに、然らば一寸と立ち寄られたしと請ひしかば、其の同派出所に入り後神田署に拘引されしなれば後藤巡査などに捕縛さる、理由なし、兎に角、警察は有ゆる捏造をなして吾等を陥せんとするるか如し。余は本件に關して、責任を免れんと云ふに非ず、然れども、今日の横山巡査

の如き証人の一言に依りて罪に処せらるる事は断じて忍びざる処なり」、云々、同君は尚ほ木下尚江君の証言に対し激烈なる駁撃を試み、其の誤謬を指摘せり。次で寒村、荒畑勝三君は立てり、曰く、「判官諸公、巡査の証言に依れば、三本の旗が一時に錦輝館の門を出で、一時に禁止命令を受けしが如くあれども、全く虚言なり、初めに余の旗を奪はんとせし巡査は、最後まで止りて余を警察に引致せしめなれば、余が其の巡査より禁止命令を受けざる限り、禁止を受く可き理由なし、大森巡査などの禁止命令は断じて余の知らざる処なり。亦余が官吏に抗拒せるが如く調書にあれども、余は何等の抗拒をなさず、旗竿を初めより終まで握り居りしを以て、決して抗拒とは言はれざるべし、若し余にして、官吏に暴力を用ひて抵抗せしとならば、果して如何なる暴力の形式を用ひしや示され度きものなり。唯だ漫然官吏に抗拒せりと論告せられたる検事は、漫然被告を陥せられんとするに同じ。余は官吏に暴力を用ひし覚えなけれど、余等が彼等に依りて暴力を用ひられし事は実に非常なるものなり。余等が神田署に引致せらるるや巡査の態度は俄然として一変せり神田警察は吾等を便所に行かしめず、食事をも供給せず、茲に於てか吾等は巡査を罵倒せり、同じ平民階級に在りながら、其の味方を殴めんとする各巡査等は、一人一人吾等を引出して毆打し、若くは頭髮を引張り、殊に彼等は大杉栄君を引き出して両足を持ちて床上を引き摺り、長き頭髮を引張て頭部及び各所に數個所の負傷をなせしめたり、大杉君は是に対して医師の診断書を求めたり、然れども警察医は宜し宜しと答えたるまゝ、遂に診断書を与へざりき。裁判官！斯くの如きの暴力に抵抗したるの故を以て罪に問はるべくんば、余は

喜んで罪に服すべし」悲壯激越の調、滿廷を圧し、声涙共に降るものなりき。

佐藤悟君は次で立てり、曰く、「余は各所に負傷し、検事局に於て検事に之を示し検事も亦是を認めたり、然れども、被告の言は一として用ゐられず、却て犯罪者として陥擧せらるゝ事は遺憾なり。若し亦、私有財産制度を保護する法律ならば、何故吾等の私有物を保護せずして暴横を事とするか」意氣軒昂、蜚声滿廷に滿つ。森岡永治君は皮肉なる冷罵の調を以て検事に向へり、先づ「検事閣下の論告は、虚言の分量の多かりしかけ、其れだけ無力なりき」と擲論一番し、更に事實の相違を指摘せし後、「大森巡查の指を咬み付きし一件に就ては、前回も、弁明せしが、検事殿は根氣強くも追窮せられたれば、一言すべし」と云ひ、前回同様の弁論を繰り返したる後、「警察が吾等に対し陰險なる手段を弄するは、當に此の一事に止まらず」とて、出版及公開演説に対する禁止命令及び、或方面に於る同志を間接に迫害して失業せしめし事実等を列挙したる後「何時の裁判も、嚴罰に処すべししてふ検事の御論告なれば、事新らしくと云ふの必要も無りしに、亦もや嚴罰に処せしと論告せられしは至極滑稽なり」と冷罵し、更に、「判官諸公、警察は今回の如く常に事實を捏造して吾等を陥擧せんとす、日本全国の平民階級が唯だ、注視する処は判官諸公のみなり、若し諸公に於て、公平の態度を失せられたらんに全國の平民は諸公に對して果して如何の眼を注ぐ可きや」と叫び、最後に、「証拠品なる三本の赤旗は、大切に保存されん事を乞ふ、日本政府が一度△△して、理想的社会を実現するの時之を紀念品たらしめん」云々と結ぶ。

次で神川女史は「繊弱き、婦人が仲裁の勞を取

り得ずと検事は論告せられたるも自分は婦人なればこそ仲裁し得ると信するなり。彼の伊庭想太郎が、星亨を刺さんとして其玄関に赴きし際、可憐の小児の出づるに遇ひ哀れを感じて遂に空しく引き返せしと云ふ話もあるにあらずや、自分は社会主義なるが故に罰せらるゝと云ふならば甘んじて服罪すべし、されど警官と同志を調停せしむるに罰せらるゝと云ふに於ては、斯じて服罪する能はず」と述べ菅野幽月女史は「法律は個人の思想を罰する事を得ざるべし、飽まで公平の裁判を望む」云々と述べ、閉廷す、判決は廿九日午前九時

本筆記を一覽せんと欲する各官庁、警察署は本社編輯局に申込むべし、無代にて本紙を送付すべし。

●赤旗事件判決

去廿九日判決云渡しあり左の如し

「悲壯なる最後の法廷（四一、九、二〇、三一）にあるので省略した」

獄中消息

（明治四一年九月五日 第三〇号）

七月二十五日

塚 利彦

○接見禁止がヤツト解けた、久しぶりで手紙を書くと先づマガラの病氣は如何、坂口の容体如何、志津野の病人は如何、それから始終氣にかゝつて居た坂口に己が出来るまで死ぬる事はならぬと云つて呉れ○転宅の事は差入の願書で承知して居た、延岡君は帰つて来たのか、色々御困難は御察し申すが常君が帰つて居れば大ひに心強いだろう○僕は至極壯健だ、曇天つゞきで陰気ではあるが、あんまり暑くないので凄きよい、婦人連は無屈して居るだらう、神川女史は例に依つて悲憤

慷慨し礼子先生は折々積でも起して居るだらう、幽月君は病監に入つて居るそうだから大丈夫だ○吾党の運動も是で一段落といふものだらう当分事も足も出まい、然し「路窮つて又路を生じ、山尽きて又山を見る」といふ事がある○こゝで読んだ禅字の本の中に「日々是好日」といふ句があつた、ひどく気に入つたから絶えず口ずさんでは其日々々々を楽しんで居ると同じ本の中に「茶来れば茶を喫し、飯来れば飯を喫す」といふ句がある、是もいね○フランネルと本数冊宅下げる様に計つて置いた中略、マアサンやお前はキイ〜が悪るいが、早く善くなつて迎ひに来て呉れ（塚爲子宛）

山 川 均

△暑くなつたね、諸君は御変りはないか、秋水老も愈々今度はお出で来るそうで大に意を強うするだらう、僕は先づ達者だ、暑いのも苦しいが寒いようにはない、但し南京虫にはホト〜降参だ、婦人連は嚙ぞ閉口して居ることだらう、殊にあの身体で幽月女史の上が案じられる、僕等もヤツト昨夕接見禁止、書類交授の禁が解かれた、予審も程なく決定する、案んじて、僕は二十九日に守田君に宛て、手紙を書いたが禁止命令の直ぐ前で届かなかつたらうね、守田のオチさん無ぞ困っているだらう、中野に引越したそうだね、守田君は忙かしからうと思ふから甚だ御氣の毒だが君の方で書物の差入を引受けて呉れないか、実は皆読んで了つたので困つて居る、一度日曜を繰合せて差入に来て呉れ玉へ其時済んだのは宅下げす。

僕は先日廿五日に控訴は取下げたが、まだ執行にならぬ、何故だか解らぬ、榎、竹内、南、石川其他の諸君によるしく、それから岡野君に、君の力多謝すと伝へられたし、書籍のことは守田君

に相談すればよく分る。

七月二七日〔抜粋〕

森岡永治

▲昨日面会所のシヤモ箱で待合せて居る間、為子さんの声が手に取る様に聞えて居ながら顔が見えぬが、くやしくて堪らなかつた、

〔……〕

八月三日

菅野幽月

△四、五日前に手紙を書いたのですけど少し書き過ぎたので、或は届かないかも知れないと云ふ恐れがございますから、今日又之れを書きます。随分きびしい暑さでございますね、此暑さの中に毎日どうして御過しになつて居ますか、先日保子さんから、ちらと御様子を承はつて御同情の念に禁へないので御座います、然し此際どうか一層の御自重と御自愛を願ひ上ます、久子様は如何常ならぬ御体で、いろ／＼の御心配、さぞと御察し申して居ります、どうかくれ／＼もよろしく御自愛下さいませ様に御伝へを願ひます、オ、其れから先日ト部弁護士が来て下さいました、御多忙中何から何までの御配慮、誠に済みません、厚く御礼を申し上げます。

予審免許は疑ひない事と信じて居ましたのに、決定書を見て少々驚きました、名判官でも事実の真相は分らないものと見へます、されば前途は雲か水か茫々として分りませせん、然し幸に健康は保つて居ります、思ひの外弱りも致しませんから、その段はどうか御心安く。

竹内(善朝) 戸恒、榎の三君へ御会ひの節はどうかよろしく御伝へを願ひます、つい御住所を失念致しましたので、今日はこれだけ、左様な(有秋君宛)

八月九日〔抜粋〕

大阪監獄 森近運平

其れから塚夫人に「御手紙ありがたう御差入の本は佛蘭西文で僕には何とも仕様がな、表題だけ読んで預けてあります、出たら持つて行つて大杉君に読んで貰ひませう。」

色々申送りたい事もあるが紙がつかたから止めにする。(森近夫人宛)

八月一七日

荒畑勝三

法廷のボツクスの中で皆なして「秋水君は到底来ては居ない」と云つて居たのですが、記者席に御健康な御顔を見た時の嬉しさ、僕は只だ嬉しさに、涙が込み上げてなりました、御病氣は如何です、まだ真に健康を恢復されぬ御身をも、革命の気運は激烈なる運動の渦中に加はれぬば止まぬのでしようか、僕は是を思ふて悲愴の感なきを得ませぬのでした。

先日は少し振りて諸君と顔を合せたので実に愉快でした、然し男はそうでもないが、婦人連は皆な弱つて居る様でしたね、僕は飯りは菅野と同じ檻車でしたが勿論言葉は交されぬでした、僕は只無言で刻々に舐み行く彼女の肺を眺めて、痛憤と哀愁とに胸を打たれました。

空の色も、木葉のそよぎも、雲のたゞずまい

も、もう秋の来たことが知れます、流光あまねき大空も、猶一味水の如き涼気が動いて居るではありませんせぬか、この頃の夕暮れは殊に思ひ出が多い事です

僕は至つて健康で毎日辞書を引きながら、ポツ／＼、マラテスタの「アナーキー」を読んだり居ります、学校生活と思ふものを殆んどしなかつた僕は、監獄を学校と思ふて、当分ユツク勉強して行く心算です、僕は一体非常な無性者ですが、それでも此頃は朝起きると冷水で体をすつかり拭ふのです、飯に心配さへしなきや、人間は勉強家と衛生家ともなるものです。

「ツケル(?)」の「宇宙の謎」の和訳を御持ちありませぬか、若しお守りで空いて居たら御差入を願ひたい御座います、守田君から先日「イン・モイヤム」を差入れて下さいましたから、宜敷御伝へを願ひます。保子さんに、菅野に「血笑記」『其の前夜』を入れてやつて下さる様願ひます、それから、熊本評論社から慰問の手紙を貰ひましたから、是れ亦た御序の節よろしく御伝へを願ひます

△茲に宅下り願を封入して置きますから何人にか御托しを願ひます、今はいもう書籍が一杯ですから早く取て貰ぬと後が入りませぬから、廿二日には又た御目にかゝれます、どうか同志諸君に宜敷御仰書を願ひます、さよなら(幸徳秋水宛)

八月一八日午後

堺 利彦

▲此間の法廷は賑か面白かつた、只マガラの顔色のよく無のが少々気に掛つた、獄中は此頃存外凌ぎよい、御安心あれ、留守中色々御心配御察し申す、然し僕が死んだとすればドウするか、大病に掛つたとすればドウするか、よし又や病氣にも罹らず死にもせぬとした所で、どうしても斯う

しても金の得られぬといふ場合も無いとは限らぬ、そこが悟の開き所だ、是も学問修業の一ツだと思つて苦勞して呉れ玉へ▲書籍宅下げの手續き中、近日又一度差入に来て見て貰ひたい、此間の奈良朝史と万国歴史とエスペランドとそれから外に Nicholas Nickleby 外に二、三冊▲秋水は何処に居るか、体は善いか法廷で見た所では存外顔色がよいと思つた、今年中に会へるとよいがな▲坂口の近状を聞いて知らせくれ、絶えず氣に掛る、是非今一度は会ひたいのだが、▲篠田、志津野、病人の多いには困つたものだ▲マガラの着物は大変よく似合つて居た、地質の質素と共に成る可く裝飾の単純なのがよい、裝飾の繁雜なのは貴族的な俗趣味だ、何とかして思ひ切つた単純な、スツとした着物の型は無いかららん▲今日はカボチャと小豆のイトコ煮が昼のお菜だつた、中々御馳走があるよ、

八月一九日

大須賀 里子

御厚情有難く感謝いたします、別に変りもなく元気で居ります、過日公判の時他の獄中の諸兄弟にも会つたが、皆々元気です、九日の貴紙の判決はどうなりました。(本社宛)

八月一九日

神川と 松子

御芳墨相たまはりうれしく拜見仕候。孤寂な獄中では唯だ來信と面会と運動とか何よりもの慰めにて御座候。今更断腸冤を恨にあらねど横暴慘虐なる俗吏の手に入らぬとはかへす、も遺憾千萬に御座候。

嗚呼胸に革命の影を宿し思ひのまゝに自由の天地を逍遙せんず我身もあはれ一度牢獄の窓に囚はれ身の身となりては胸奥の感懐もらさむ詮もなく日々鬱々とし愁恨多き日を送り居り申候。

さるにても友よ鉄の窓を透して遙かに遠く天の一角を望んで静には、えまんとする自然の大観！自由の天地、あゝそも何を語る不語乎無歌乎諸士希くは黙々の裡に夫れ察せられよ。獄中よりの書信取る筆に自由なければならずは出獄の上の御みやげとも致すべく候、草々頓首 (本社宛)

八月二〇日 [抜粹]

宇都宮 卓爾

[……]

▲保子さん、フアザリ、エンド、ソンの差入は届きましたよ、坂本、眼鏡を差入れて失敗したろう、アレはコチラのを宅下げてからでなくば駄目だ、今日宅下げ願を書いて置から、持つて面会に来られ、外にも宅下げのものがある、熟語慣用語の辞書、国の翁を怒鳴て送らせる、頼むぞ、この前々便に南へ古新聞の事を聞いたがあれはどうなつたやら。

▲塚夫人、吾党の機関紙は皆な禁止の厄に逢たそうですね、筆と舌とはもう吾等の武器ではありません、沈黙々々、個中別に春気です、分つたでしょう、何事も言ふ自由の僕を憐れんで下さい、諸君の健在を祈る。(同志諸君宛)

八月二〇日

小暮 礼子

判決は何ふなりましたか。初めての事で入監の当時は少なからず不自由を感じましたが、もうすつかり慣れてしましました、私たちの公判は十五日にありました、次は明後日です

御社の方も何うか入獄までに至らず、罰金位で済めばよいかとお察し申して居ります。(本社宛) 八月三十一日 幽月 女史 発行禁止とかいふ事を聞きまして、驚くと共に憤慨の念に堪へませぬ、此の位の事で大思潮を堰

き止め得たと思ふて居る迂き、お気の毒と申す外御座りませぬ、私し幸に無罪、出監後毒々申上たいと存ます、(本社宛)

悲壮なる最後の法廷

(明治四一年九月二〇日 第三一号)

有生

錦輝館赤旗事件の判決言渡は八月廿九日午前十一時服部検事立合、島田裁判長に依り言ひ渡された。更めて記す当日の判決左の如し

重禁錮二年六月罰金廿五円

同二年 同廿円

同 同 同

同一年六月 同十五円

同 同 同

同一年 同十円

同 同 同

同 同 同

同一年 同廿円

(但し五年間刑の執行猶予)

同 同 同

無罪 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

同 同 同

大杉 栄

堀 利彦

山川 均

森岡 永治

荒畑 勝三

宇都宮卓爾

大須賀さと

村木源次郎

佐藤 悟

百瀬 啓

小暮 れい

徳永保之助

菅野 すが

神川 まつ

右の判決終るや島田裁判長は蒼皇席を立て去らんとす、寒村荒畑勝三君は、猛烈疾呼して曰く『裁判長！』

裁判長は稍々青味勝ちたる顔を仰て寒村君のを一瞥した。寒村君は猛獅の吼ゆるが如く、『裁判長！ 神聖なる法廷に於て、弱者が強者の為めに圧迫せられた事実の、明瞭となりしを感謝します、何れ出獄の上御礼を致します』

言ひ終つて、昂然として席に着いた。

次で大杉君も亦「裁判長！」と疾呼して何事をか言はんとした、然し驚愕の色を眉宇に浮べたる裁判長は、

「今日は言渡しを仕た迄だ、不服があれば控訴せよ」

と言ひ棄て、去んとする。茲に於て大杉君は「無政府党万歳！」と叫べんた他の同志も我劣らじと「無政府党万歳」を連呼した。逃腰立つたる検事判官等は、此の間にどや／＼と撻を排して去つた。

看守長看守等は、不隠の行為ありてはと思つて忽ち十四名の同志に手錠を掛た。森岡君は傍聴席及新聞記者席に向つて、「僕の殴打罪が成立して居るから不思議だ」と言ふ傍聴席には六十余名の同志が列席し、新聞記者席には都下の新聞記者及幸徳秋水、坂本克水、徳永国太郎等の諸君が着席して居た。

佐藤悟君は例の蛮声で、「是が所謂法律だ吾々は唯だ実行!! 実行!!」

大杉君は、呵々大笑して居た。非常に感情の興奮する時、吾等は彼の此の哄笑を聞くのである。曾て本郷平民書房樓上に於て、金曜講演迫害事件の有た当夜、同志の一人がユートピアの話を仕て臨検警部の講演中止、集会解散を食つた時、阿々大笑したのは大杉君であつた他人が血涙を振つて、憤る時に、哄然として大笑するのが大杉君の癖である。吾等は彼れの此の哄笑を聞く毎に、悲憤の涙が零れる。堺君は幸徳秋水君に、「社会党の運動も是で一段落だ、折角身体を大事に仕て呉れ」と言ひつゝ、相顧みて一笑した、あゝ寂しき一笑、無限の感懐に満ちたる一笑!

山川君は、毫も興奮の状が容貌に現はれて居無

つた、静々笑つて、悠然として、出て行つた、あゝ瘦せたる彼の後姿! 三年有半の牢獄生活に、青春の血潮を涸渇された彼は、今や再び苦き経験を繰り返さんとす、あゝ恐ろしき監獄の烈寒、願くは彼れの健康を破壊せしめず、再び彼を美はしき春光の日下に立しむる日があるならば、僕は科学を棄て、一時なりとも、彼の笑ふ可き宗教官の「神」を想像して見よう!

看守は十四名を牽て撻外に出した、長き広き廊
松尾俊久(一八八六一一九二二)
一九〇三年松尾卯一太と結婚



下に溢れたる群集は、愁と笑をもて目送する、同志の或者は再び万歳を連呼した。而して「あゝ革命は近けり」と、声高々に歌うたひつゝ。

◇

大いなる運動、大なる活動は、茲に時期を画した、歴史は更に次の頁に移らねばならぬ。如何なる頁か、其は唯だ為政者の自由なる想像に任せると!! (有生)

(編・石原通子)

一九〇六年一月撮影 二〇歳
『熊本評論』明治社会主義史料集別冊2より

1980年12月1日 印刷
1980年12月1日 発行

女性史研究 **第11集**

頒価 500 円
(送料 1冊 200円)

編集 家族史研究会

東京事務局

東京都中野区新井4-27-6-801
☎165 Tel 東京(03)385-0147
振替口座・東京 3-12894

熊本事務局

熊本市池田3-2-30 犬童方
☎860 Tel 熊本(0963)54-6158
郵便振替口座・熊本 13171
家族史研究会熊本事務局

共同体社

